

茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画

平成 31 年 3 月

【令和 2 年 3 月改訂】

茅ヶ崎市・寒川町

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31 年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

【目 次】

第一章	消防の広域化の背景	
第1	消防の広域化の背景	1
第二章	両市町の将来像	
第1	両市町の現況	
1	両市町の規模及び消防体制	5
2	両市町の予算の推移	6
第2	両市町の将来像	
1	両市町の将来の人口推計	7
2	全国的な災害発生の将来予測	9
3	両市町の災害発生の将来予測	12
第三章	消防の広域化後の新たな組織	
第1	消防の広域化の方式	
1	消防の広域化の方式の比較	15
2	両市町の消防の広域化の方式	18
3	寒川町が茅ヶ崎市に委託する消防業務	19
第2	今後のスケジュール	
1	今後のスケジュール	21
2	国及び県の財政支援等	21
第3	組織	
1	消防本部・消防署・分署・出張所	22
2	消防の業務体制	24
第4	勤務体制	25
第5	職員の任用	26
第6	職員の処遇	
1	職員の給料等	27
2	職員の退職手当	28
3	職員の階級	28
4	職員の貸与品	29
第7	車両更新	30
第8	経費負担	
1	財産の取扱い	31
2	歳入の取扱い	31
3	負担割合の取扱い	31
4	負担割合の考え方	32
5	国及び県の財政支援の活用	35
第9	関係部局との連携	
1	議会との連携	36
2	消防団との連携	37
3	防災部門との連携	38
第四章	消防の広域化による効果	
第1	消防の広域化による効果の整理	
1	消防の広域化による効果の整理	41
2	消防力の向上	41
3	財政負担の軽減	42

第一章 消防の広域化の背景

第1 消防の広域化の背景

近年、少子高齢化のますますの進行や災害の多様化及び大規模化、増加する救急事案への対応や首都直下型地震等への備えなど、さらなる消防力の強化が求められています。

このような状況下において、平成6年以降、消防を取り巻く環境の変化や新たな大規模災害発生に対する懸念、小規模な消防本部における機材・人員上の制約や組織管理・財政運営の厳しさ等を背景に、消防本部の規模を大きくすることで得られるスケールメリットを活かした消防体制の充実強化を図る目的から、市町村の消防の広域化が推進されています。平成18年には、消防組織法が改正され、新たに市町村の消防の広域化の章が設けられたほか、消防組織法に基づき総務省消防庁は「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号、以下「基本指針」という。）を策定しました。

神奈川県では「神奈川県消防広域化推進計画」（平成19年度策定）を定め、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町及び二宮町（建制順）の4市3町を広域化ブロックとして設定しました。その後、4市3町は、4市3町での消防の広域化は困難である旨の協議結果を県に報告し、相模川以西の1市2町（平塚市、二宮町及び大磯町）及び相模川以东の3市1町（鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町）に分かれ、新たな枠組みの中で、それぞれ消防の広域化に係る検討を進めています。

3市1町のうち、特に茅ヶ崎市及び寒川町（以下「両市町」という。）では、住民間の活発な交流や地域的な結びつきの強さを背景に、平成28年2月から住民サービスの向上を目指した消防指令業務の共同運用を開始しています。その後、共同運用による財政負担の軽減等の一定の効果が認められたことから、同年4月1日には「茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会設置要綱」を両市町で定め、消防の広域化に向けた検討を開始しています。

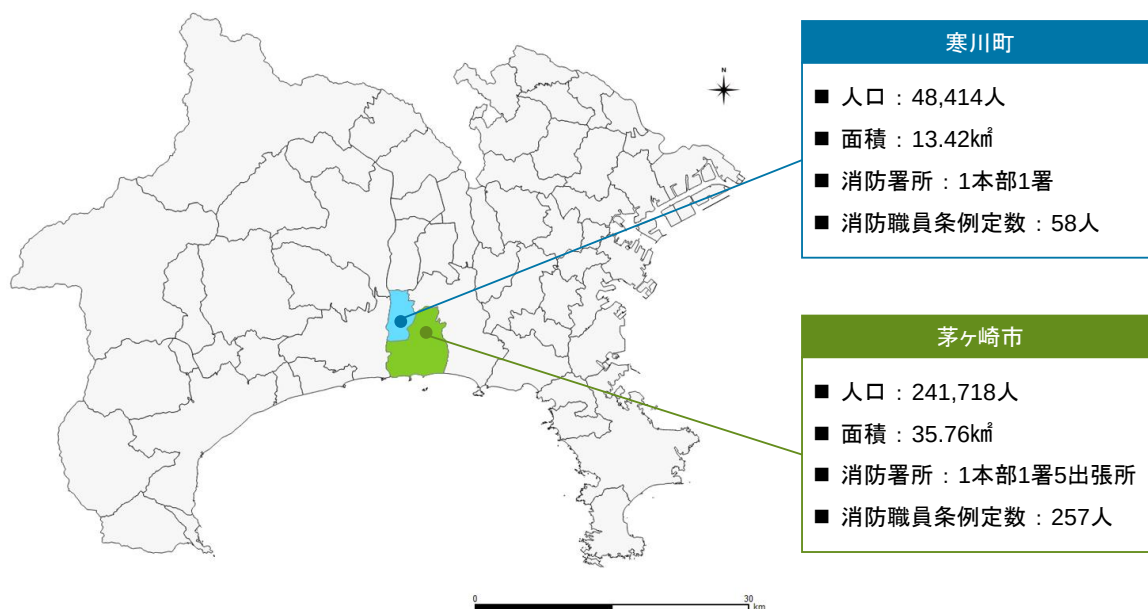


図1 両市町の位置関係と基本情報（平成29年4月1日時点）※1

※1 両市町の「消防年報」（平成29年版）より抜粋

表 1 両市町の主な共通事項※2

分類	項目	団体等の名称・概要
行政関係	都市計画区域	湘南圏域内の茅ヶ崎区域
	警察署の管轄	神奈川県茅ヶ崎警察署
	保健所の所管区域	茅ヶ崎市保健所
	交通安全協会の活動範囲	茅ヶ崎地区交通安全協会
	神奈川県営水道の営業所	神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所
歴史・文化	茅ヶ崎海岸浜降祭	「神奈川県無形民俗文化財」や「かながわのまつり 50 選」に選出されている神事。
	下寺尾官衙遺跡群	全国的にも貴重な遺跡群と言われている七堂伽藍跡をはじめとする 6 つの遺跡群。平成 27 年 3 月に、遺跡の中心部が国の史跡に指定される。
	寒川神社・鶴嶺八幡宮	明治 6 年から 10 年まで鶴嶺八幡宮は寒川神社の摂社となっていた。
	大山街道（大山道）	茅ヶ崎市を東西に横切り寒川の一之宮を通り伊勢原市の大山に至る参詣道。
	八王子道（魚道）	明治から昭和の戦前にかけて「さかな道」と呼ばれ、魚の行商人で賑わっていた。
	相模線開通	大正 10 年に茅ヶ崎～寒川間が開通。大正 15 年には寒川駅～倉見駅まで開通。
	大岡越前守忠相（通称：大岡越前守）	江戸時代の名奉行大岡越前守として全国的にも有名な人物

表 2 両市町の消防の広域化のあゆみ（平成 31 年 3 月 1 日現在）

時期	内容	備考
平成 18 年 6 月	消防組織法の一部を改正する法律公布・施行	国※3
7 月	市町村の消防の広域化に関する基本指針告示 ※管轄人口 30 万人以上の消防広域化を目指す	
平成 20 年 3 月	神奈川県消防広域化推進計画策定	県
平成 21 年 4 月	湘南地区の消防の広域化に関する検討委員会設置要綱策定	4 市 3 町※4
平成 22 年 4 月	第 1 回湘南地区の消防の広域化検討委員会	
5 月	第 1 回意見交換会	
6 月	第 2 回意見交換会	
7 月	15 日付「4 市 3 町での広域化は行わない」等の報告 首長による湘南東部における消防の広域に関する情報共有	3 市 1 町※5
8 月	第 1 回（仮称）湘南東部消防広域化連絡調整会議	
10 月	第 2 回（仮称）湘南東部消防広域化連絡調整会議	
平成 23 年 8 月	湘南東部消防広域化連絡調整会議に関する消防部門準備検討会	
平成 24 年 1 月	湘南東部消防広域化等連絡調整会議	
2 月	湘南東部における消防の広域連携施策についての覚書	
	「湘南東部消防広域化等連絡調整会議」第 1 回消防部会	
	茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会設置	両市町

※2 消防に関係が深い警察署、保健所及び水道局の管轄地域が両市町となっていることは、消防広域化を進めやすい環境と言えます。また、医師会の管轄地域が両市町となっていることも同様と言えます。

※3 総務省消防庁

※4 平塚市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町・寒川町・大磯町

※5 鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

時期	内容	備考
4 月	茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会	
7 月	「湘南東部消防広域化等連絡調整会議」第 2 回消防部会	3 市
平成 25 年 3 月	「湘南東部消防広域化等連絡調整会議」第 3 回消防部会	1 町
	茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務に関する事務の委託に係る協議書	両市町
4 月	市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正（告示） ※管轄人口 10 万人未満の消防本部の解消を目指す方針へ方向転換が図られる。	国
8 月	茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方について	両市町
平成 26 年 3 月	茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書策定	
	神奈川県消防広域化推進計画の一部改正	県
11 月	消防広域化研修会（神奈川県内を対象とした研修会）	両市町
平成 27 年 6 月	神奈川県の消防の広域化に係るヒアリング（個別実施）	
11 月	神奈川県の消防の広域化に係るヒアリング（共同実施）	
平成 28 年 1 月	茅ヶ崎市・寒川町消防広域化検討調整会議開催	
2 月	茅ヶ崎市・寒川町消防指令センター運用開始	
	消防広域化に向けた検討を行うことについて両市町の首長による合意	
3 月	両市町の消防団、藤沢市及び鎌倉市消防本部並びに神奈川県に消防広域化に向けた検討をすることを報告	
	茅ヶ崎市・寒川町消防広域化検討調整会議	
4 月	茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会設置要綱策定	
5 月	第 1 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
6 月	第 1 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
7 月	第 2 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
8 月	第 2 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
	平成 28 年度第 1 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
9 月	第 3 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
10 月	平成 28 年度第 2 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
10～11 月	茅ヶ崎市・寒川町消防広域化作業部会各種部会 （総務・予防・消防・救命・指令情報・消防指導部会）	
11 月	第 3 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
12 月	第 12 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
平成 29 年 1 月	第 4 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
2 月	平成 28 年度第 3 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
3 月	第 5 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
	第 13 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
4 月	第 14 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
5 月	第 15 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 6 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
6 月	第 16 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 17 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
7 月	平成 29 年度第 1 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
	第 18 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
8 月	第 19 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 7 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
9 月	第 20 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 21 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
10 月	第 22 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
11 月	第 8 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	

時期	内容	備考
	平成 29 年度第 2 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	両市町
12 月	第 23 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
平成 30 年 1 月	第 24 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
2 月	第 25 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 9 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
3 月	平成 29 年度第 3 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
	第 26 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
4 月	第 27 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 10 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
5 月	第 28 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	平成 30 年度第 1 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
	第 29 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 11 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
8 月	第 30 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	平成 30 年度第 2 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
10 月	パブリックコメントの実施（10 月 2 日～10 月 31 日）	
11 月	第 31 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
	第 12 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会	
平成 31 年 1 月	平成 30 年度第 3 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
2 月	第 32 回茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会作業部会総務部会	
3 月	平成 31 年第 1 回茅ヶ崎市議会・平成 31 年第 1 回寒川町議会	
	平成 30 年度第 4 回茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	

表 3 両市町の消防の広域化に伴う会議開催状況（平成 30 年 3 月 1 日現在）

名称		主な出席者	回数
茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議		【茅ヶ崎市】市長、副市長、企画部長	9 回
		【寒川町】町長、副町長、企画部長	
茅ヶ崎市及び寒川町における 消防広域化検討委員会		【茅ヶ崎市】消防長、消防次長、消防署長、 関係各課長	12 回
		【寒川町】消防長、消防署長、関係各課長	
茅ヶ崎市及び寒川町における 消防広域化検討委員会作業部会	総務部会	【茅ヶ崎市】消防次長、広域事業政策課長、 消防総務課、広域事業政策課	32 回
		【寒川町】消防総務課長、企画政策課長 消防総務課、企画政策課	
	予防部会	【茅ヶ崎市】予防課長、予防課	4 回
		【寒川町】予防課長 予防課	
	警防部会	【茅ヶ崎市】警防救命課長、警防救命課	5 回
		【寒川町】予防課長、予防課	
	救命部会	【茅ヶ崎市】救命担当課長、救命担当	2 回
		【寒川町】予防課長、予防課	
	指令情報部会	【茅ヶ崎市】指令情報課長、指令情報担当	3 回
		【寒川町】消防署長、消防副署長、予防課	
	消防指導部会	【茅ヶ崎市】消防指導課長、消防指導課	2 回
		【寒川町】消防署長、消防副署長、予防課	

第二章 両市町の将来像

第1 両市町の現況

1 両市町の規模及び消防体制

表 4 両市町の規模及び消防体制（平成 29 年 4 月 1 日時点）※6

項目	寒川町	茅ヶ崎市
人口	48,414 人	241,718 人
面積	13.42 k m ²	35.76 k m ²
消防職員定数	58 人	258 人
庁舎数	1 本部 1 署	1 本部 1 署 5 出張所
部隊数	3 部隊	15 部隊
現場要員実数※7	44 人	185 人
火災件数（平成24年～28年）	67件	246件
消防部隊	1 部隊	7 部隊
消防ポンプ自動車（以下「ポンプ車」という。）	1 台	6 台
水槽付消防ポンプ自動車（以下「水槽車」という。）	1 台	2 台
化学消防自動車（以下「化学車」という。）	1 台	1 台
危険物施設数（第4類）	126施設	62施設
燃料補給車	—	1 台
消防隊員数	14 人	99 人
救急件数（平成26年～28年）	6,593件	31,212件
救急部隊	1 部隊	6 部隊
高規格救急自動車（以下「救急車」という。）	2 台	6 台
救急隊員数	20 人	60 人
救急救命士数	21 人	55 人
救助件数（平成24年～28年）	59件	157件
うち水難救助件数	2 件	38 件
救助部隊	1 部隊	1 部隊
救助工作車	1 台	1 台
水難救助工作車	—	1 台
35mはしご車	—	1 台
16m屈折はしご車	—	1 台
中高層建物棟数（4階以上の建物数）	110棟	610棟
特殊災害対応車	—	1 台
救助隊員数	10 人	16 人
指揮部隊	—	1 部隊
指揮車	—	1 台
指揮隊員数	—	10 人
非常用車両（ポンプ車）	—	2 台
非常用車両（救急車）	1 台	2 台
立入検査施設数	1,876 施設	4,800 施設
立入検査実施件数	141 件	677 件
立入検査実施率	7.5%	14.1%
専任予防要員数	3 人	10 人

※6 「消防年報」（平成 29 年版）より抜粋・算出

※7 消防職員のうち、消防・救急・救助事案発生時に現地でその任に当たる職員（消防隊員数・救急隊員数・救助隊員数・指揮隊員数）の実数

2 両市町の予算の推移

消防費総額を見ると、茅ヶ崎市の消防費は寒川町の約4倍です。茅ヶ崎市の総額は、平成26・27年度の共同運用に伴う消防緊急通信指令システムの整備、平成27・28年度の出張所の移転、平成29年度の救急隊の増隊に伴う増員及び増車による影響のため、年度による増減額の幅が大きく表れています。寒川町の総額は、年度による増減はあるものの、年度別の増減額の幅は茅ヶ崎市に比べて小さいと言えます。

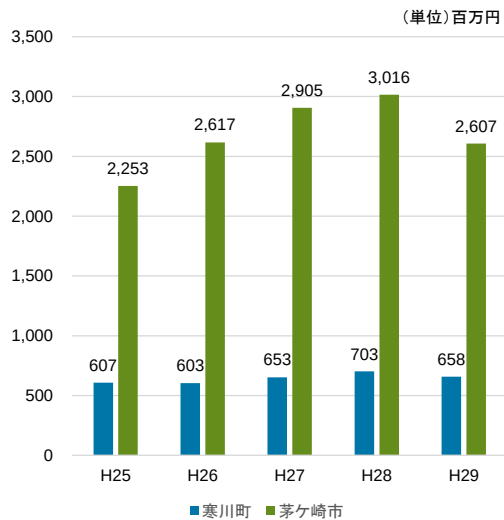


図2 消防費予算総額

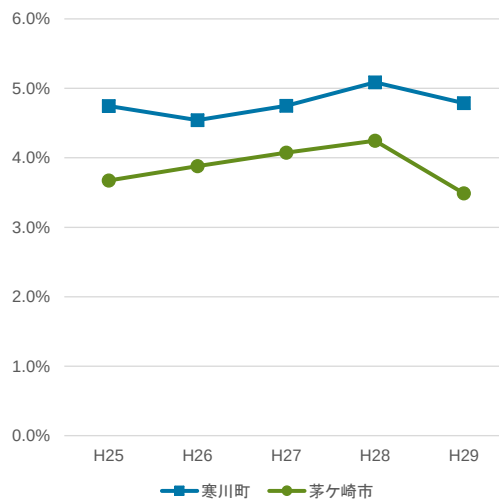


図3 一般会計予算に占める消防費割合

表5 両市町の住民一人当たり消防関連予算額※8

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民一人当たり 消防費予算額	寒川町	12,531円	12,447円	13,496円	14,510円	13,591円
	茅ヶ崎市	9,321円	10,825円	12,017円	12,478円	10,787円

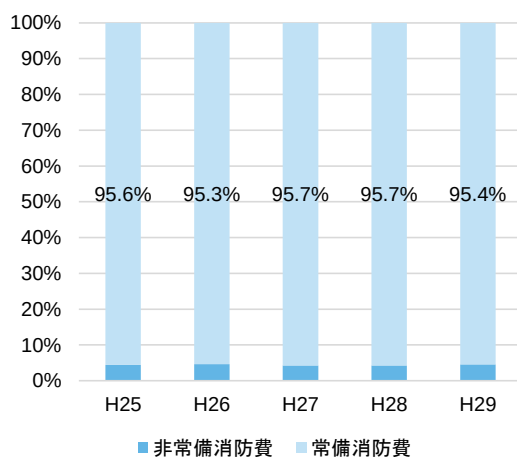


図4 寒川町 消防費予算額内訳

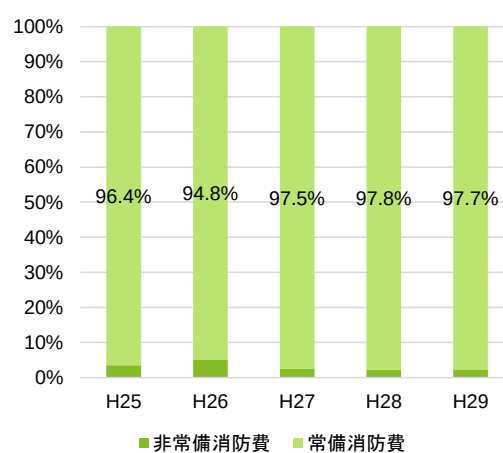


図5 茅ヶ崎市 消防費予算額内訳

※8 「消防現勢」(平成25～29年版)より抜粋・算出

第2 両市町の将来像

1 両市町の将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成 25 年 3 月推計）では、今後、全国的に人口が減少し続けていくこととなっており、両市町も比較的緩やかに人口減少（平成 32～52 年の 20 年間／茅ヶ崎市：19,515 人減少・寒川町：6,250 人減少）し続けていきます。また、同様に両市町に限ったことではありませんが、人口の減少に反して 65 歳以上の人口は増加（平成 32～52 年の 20 年間／茅ヶ崎市：11,767 人増加・寒川町：757 人増加）し続けていきます。

表 6 両市町の人口推計（出所：「国立社会保障・人口問題研究所」の資料から作成）

		茅ヶ崎市 (a)	寒川町 (b)	1 市 1 町計 (a)+(b)
平成 32 年	人口	236,935 人	46,801 人	283,736 人
	65 歳以上の人口	62,469 人	13,137 人	75,606 人
	65 歳以上の人口割合	26.4%	28.1%	26.6%
平成 37 年	人口	233,952 人	45,707 人	279,659 人
	平成 32 年からの 人口増加率	－1.3%	－2.3%	－1.4%
	65 歳以上の人口	63,260 人	13,342 人	76,602 人
	平成 32 年からの 65 歳以上の人口増加率	1.3%	1.6%	1.3%
	65 歳以上の人口割合	27.0%	29.2%	27.4%
平成 42 年	人口	229,336 人	44,221 人	273,557 人
	平成 32 年からの 人口増加率	－3.2%	－5.5%	－3.6%
	65 歳以上の人口	65,369 人	13,365 人	78,734 人
	平成 32 年からの 65 歳以上の人口増加率	4.6%	1.7%	4.1%
	65 歳以上の人口割合	28.5%	30.2%	28.8%
平成 47 年	人口	223,677 人	42,453 人	266,130 人
	平成 32 年からの 人口増加率	－5.6%	－9.3%	－6.2%
	65 歳以上の人口	69,168 人	13,389 人	82,557 人
	平成 32 年からの 65 歳以上の人口増加率	10.7%	1.9%	9.2%
	65 歳以上の人口割合	30.9%	31.5%	31.0%
平成 52 年	人口	217,420 人	40,551 人	257,971 人
	平成 32 年からの 人口増加率	－8.2%	－13.4%	－9.1%
	65 歳以上の人口	74,236 人	13,894 人	88,130 人
	平成 32 年からの 65 歳以上の人口増加率	18.8%	5.8%	16.6%
	65 歳以上の人口割合	34.1%	34.3%	34.2%

※両市町を比較するため、同条件での試算となる「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計を活用しています。

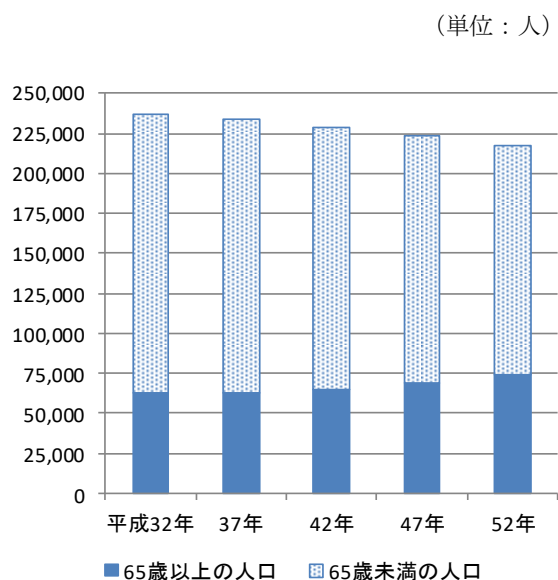


図 6 茅ヶ崎市の将来の人口推計

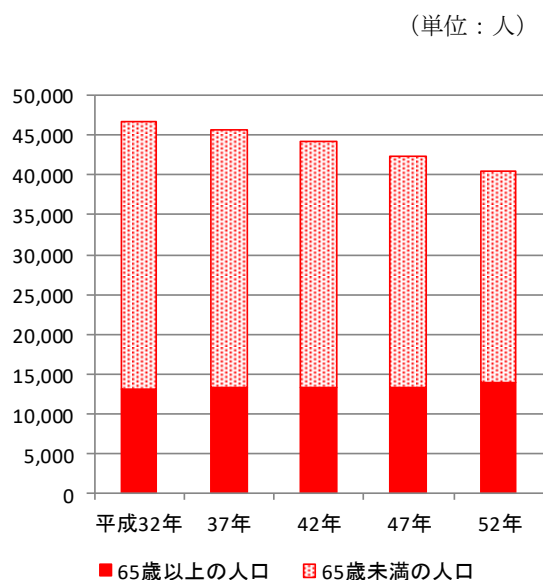


図 7 寒川町の将来の人口推計

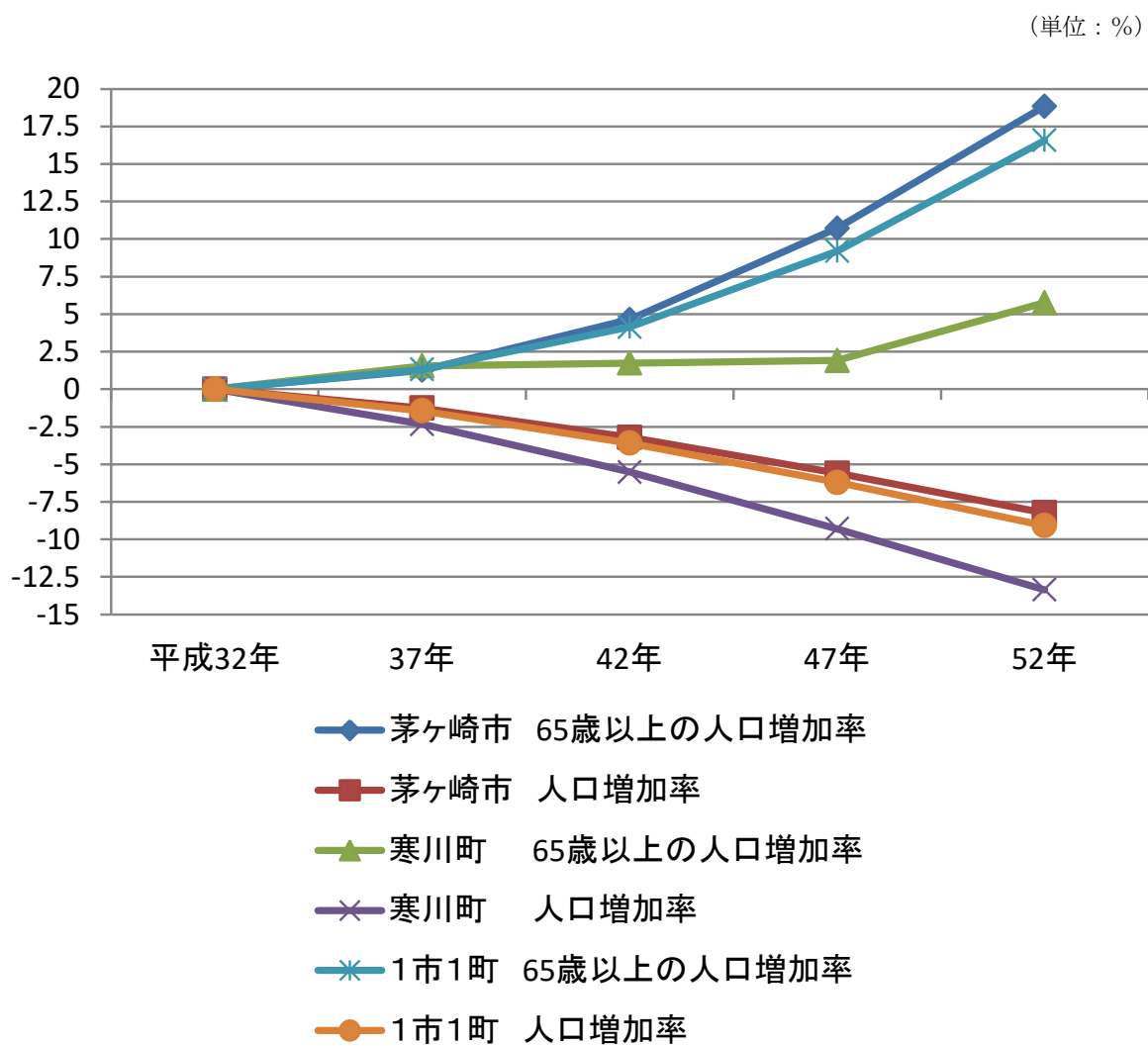


図 8 両市町の 65 歳以上の人口増加率及び人口増加率

2 全国的な災害発生の将来予測

ここでは、全国的な災害発生状況、救急搬送件数等を見ながら、将来予測される傾向を考察していきます。火災については、年度によるばらつきはあるものの、全国における火災発生件数は過去 10 年間で緩やかに減少しています。

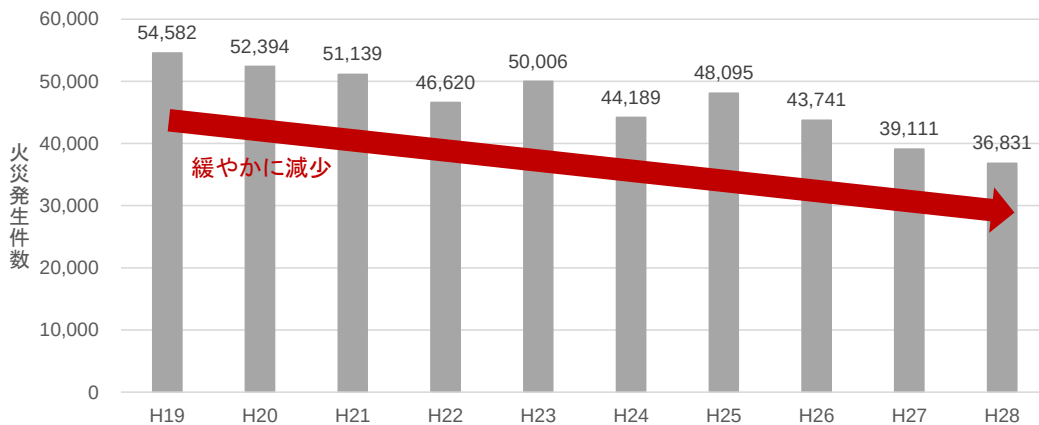


図 9 火災発生件数の近年の傾向（出所：総務省消防庁「消防白書」より作成）

火災発生件数の減少に影響すると考えられる主な要因としては、消防本部をはじめとした各団体による火災予防業務の推進はもちろんのこと、平成 18 年度に住宅用火災警報器の設置が義務化されたこと、平成 20 年度にガスコンロの調理油過熱防止装置等の設置が義務化されたことなど、火災予防に資する安全器具等の普及が挙げられます。

特に前者の住宅用火災警報器の設置率は、義務化後間もない平成 20 年には 35.6%に過ぎなかったものが、平成 26 年には 79.6%まで普及しており、これに伴い住宅火災の発生件数が減少しています。

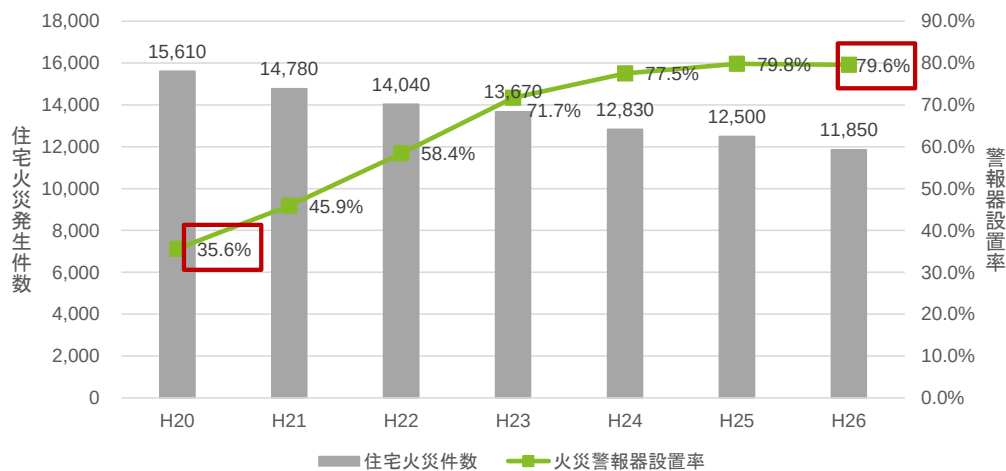


図 10 住宅火災件数と火災警報器の設置状況（総務省消防庁「火災予防対策の推進等について」より作成）

しかしながら、火災の出火原因の第一位は、平成 8 年から連続して放火・放火の疑いであり、平成 28 年には出火原因の 15.8%を占めているため、火災がなくなることは考えられない状況です。

なお、総務省の「消防白書」によれば、平成 28 年の全火災の 57.0%を占める建物火災のうち 54.1%が、住宅で発生した火災でした。また、火災死者数の 76.7%は住宅火災による死者であり、そのうち 65 歳以上の高齢者の死者数は年々増え続けており、住宅火災による死者数の 69.6%を占めています。今後、住宅用火災警報器やその他の火災予防・安全器具等の設置がさらに進むことで、全国的な火災発生件数の減少は期待できますが、高齢化の進行により、火災被害における 65 歳以上の高齢者の割合は高くなっていくことが予想されます。

次に救急件数については、火災件数とは異なり、過去 10 年間で全国的に増加傾向にあると言えます。この要因として、高齢化の進行による 65 歳以上の高齢者の救急需要の増加が挙げられます。近年、実際に救急搬送された人々に占める 65 歳以上の高齢者の割合は大きく増加しており、平成 27 年時点で平成 7 年の約 1.8 倍にまで膨らんでいます。

したがって、救急件数については、今後も一定の割合での増加が見込まれます。

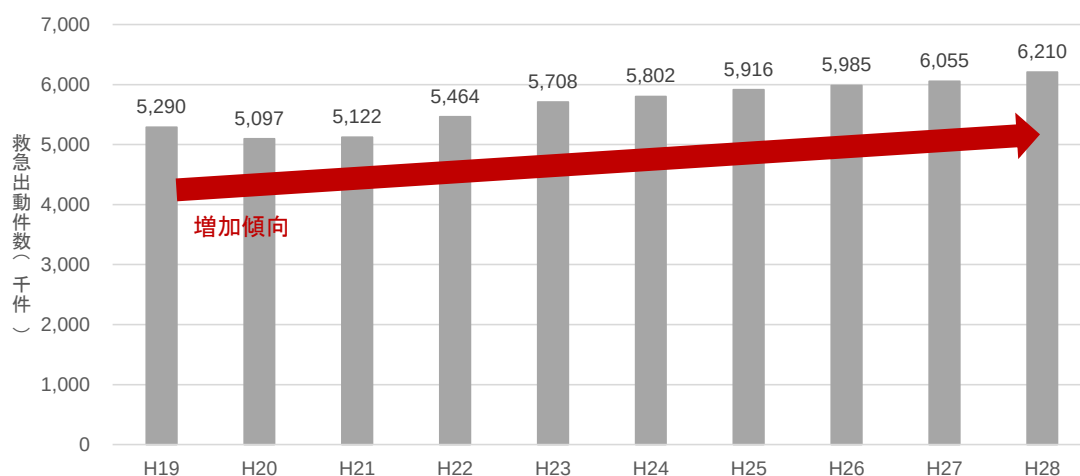


図 11 救急件数の近年の傾向（総務省消防庁「平成 28 年版消防白書」、総務省報道資料より作成）

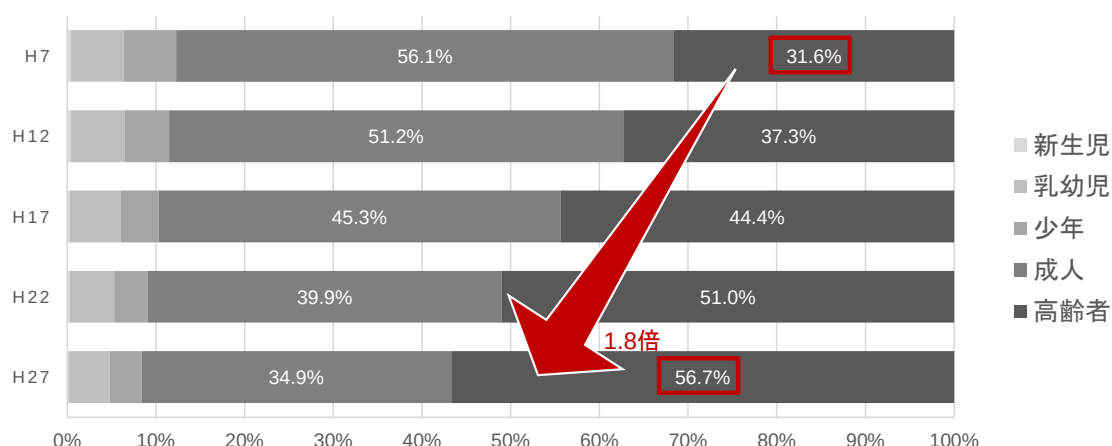


図 12 救急搬送の内訳推移（総務省消防庁「平成 28 年版 救急・救助の現況」より作成）

救助件数については、年によってばらつきがあるものの、過去 10 年間概ね一定数で発生しています。

ここで、救助件数の傾向を把握するためにその内訳をみたところ、構成比が大きいのは平成 27 年時点には建物等による事故（40%）、次いで交通事故（26%）でした。平成 19 年の交通事故（33%）、建物等による事故（32%）と比べ変化はないものの、交通事故の割合が減少し、建物等による事故が増加していることが分かります。交通事故による救助件数が減少している理由としては、交通事故の発生件数自体が減っていることに起因する^{※9}と考えられます。一方、建物等による事故が増加している理由としては、京都市消防局の平成 27 年災害統計^{※10}には「屋内急病事案等で玄関が施錠されているため救急隊が屋内への進入ができず、救助隊等が救助活動を行った事案が 504 件あり、『建物等による事故』全件数の 88.7%を占めました」との記載があります。一般的に、屋内急病の発生可能性に地域性は大きく影響しないと考えられるため、

※9 警察庁交通局「安全・快適な交通の確保に関する統計等 - 平成 28 年における交通死亡事故について」を参照

※10 京都市消防局「web「京都消防」、平成 28 年 4 月号、平成 27 年災害統計」

全国も同様の傾向にあると仮定した場合、屋内急病事案の増加が建物等による事故を押し上げている可能性があります。

ここで留意すべき点は、救助における出動件数の総数が概ね一定であった場合でも、その構成比の変動により、実際に必要となる救助隊員数が大きく変動する可能性があります。しかしながら、総務省消防庁によれば、事故種別ごとの救助活動 1 件当たりの従事人員のうち最も人員を要するのは風水害等（平成 25 年時点で平均 27.8 人）、次いで火災（平成 25 年時点で平均 16.5 人）であり、これらの事案は過去 10 年間で大きく変動していないため、実際に必要となる救助隊員数の変動による影響は少なく、救助件数は今後も概ね一定数で推移すると考えられます。

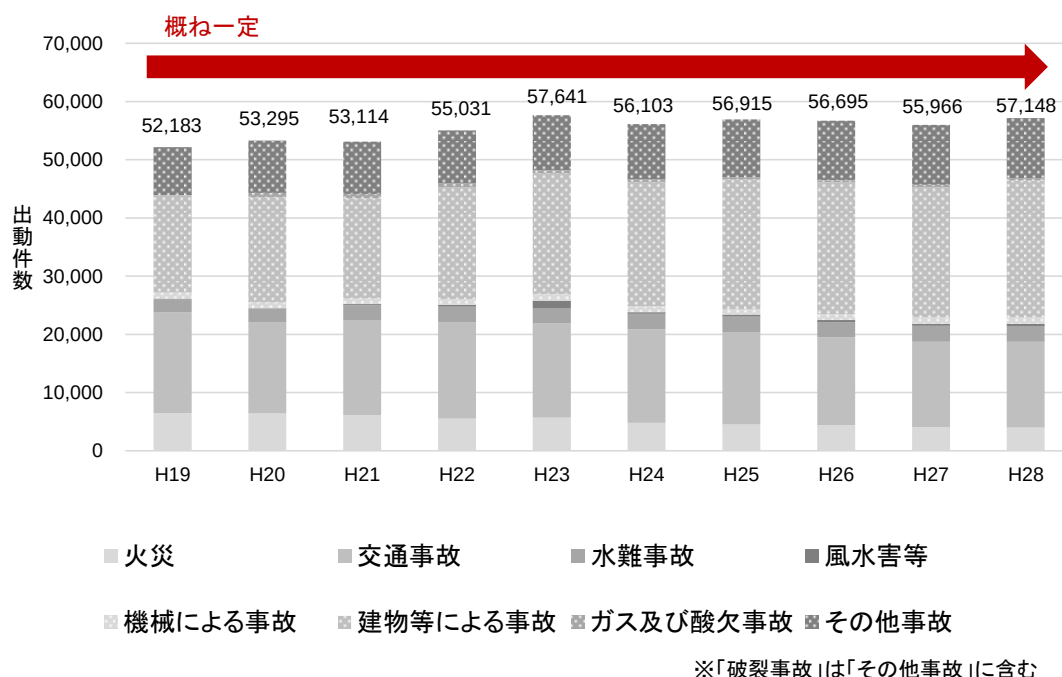


図 13 救助件数の近年の傾向（総務省消防庁「救急救助の現況」より作成）

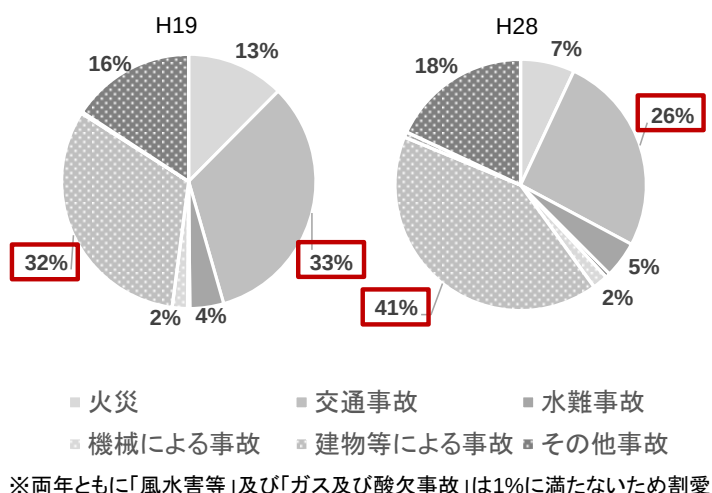


図 14 救助件数の 10 年前との比較（総務省消防庁「救急救助の現況」より作成）

以上のことから、これまでの傾向として火災件数は減少、救急件数は増加、救助件数は一定数を保った推移を続けており、これまでの状況を踏まえると、その傾向は今後も続くと考えられます。

3 両市町の災害発生の将来予測

ここでは、両市町の災害発生状況、救急搬送件数を見ながら、将来予測される傾向を考察していきます。火災件数については、両市町ともに、全国的な傾向と同様に年によるばらつきがありつつも、発生件数は過去 10 年間で減少傾向を示しています。ただし、全国的な傾向よりも年によるばらつきが大きいいため、その傾向を以て一概に火災発生における両市町の今後の消防需要を予測することは困難と言えます。

しかしながら、特に住宅火災においては住宅用火災警報器の設置率向上が一定の火災発生件数の減少につながっていることが明らかであるため、両市町においても引き続きこれらの周知や住宅火災以外の火災も対象とした予防業務を推進していく必要があると考えられます。また、特に住宅火災においては他の火災に比べ、死者の発生につながる事案が多いため、火災発生件数が減少しているものの、引き続きその規模に見合った対応力担保を目指し、住民への消防行政サービスの質を維持する必要があります。

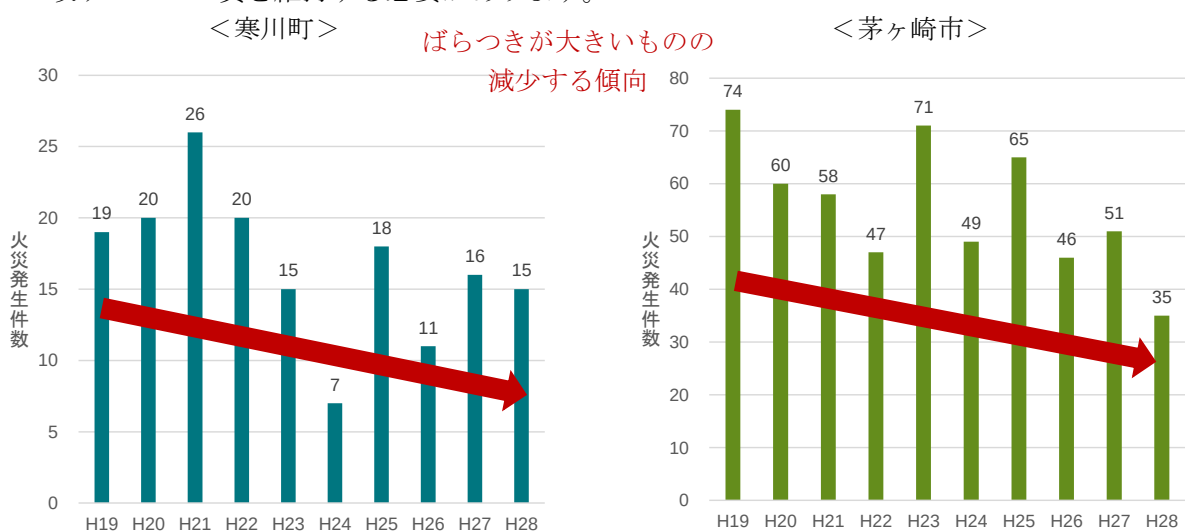


図 15 火災件数の近年の傾向（両市町「消防年報」より作成）

次に救急件数については、両市町ともに、全国的な傾向と同様に過去 10 年間で増加しています。その主な要因は、全国と同様に高齢化の進行に伴う高齢者の救急需要の増加であると考えられます。両市町においても、平成 28 年時点の実績値で救急搬送における高齢者の割合は全体の約 6 割と高く、今後もその増加が予測されています。

過去 10 年間の実績値は年により、ばらつきが発生していることも確認できるため、今後の救急需要を予測することまでは困難と言えますが、両市町ともに、将来の救急需要が高まっていく可能性があると考えられます。

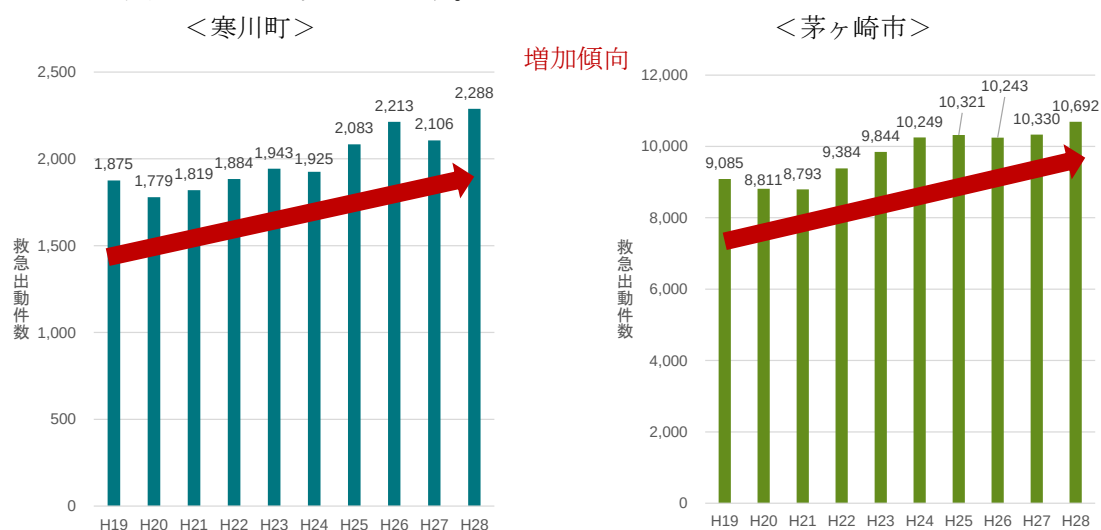


図 16 救急件数の近年の傾向（両市町「消防年報」より作成）

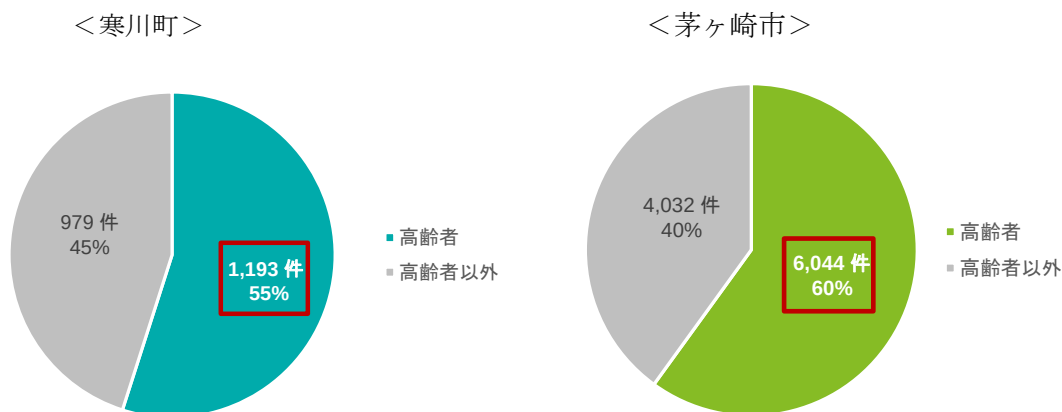


図 17 平成 28 年の救急搬送の内訳（両市町「消防年報」より作成）

救助件数は両市町ともに全国的な傾向と異なる特徴を示しています。全国的に救助件数が一定数で推移しているのに対し、茅ヶ崎市の場合、過去 8 年間で出動件数の総数が減少しています。特に、全国的に件数内訳の占める割合が高い建物等による事故が過去 10 年間で大幅に減少したほか、交通事故も近年その割合が低下しつつあります。これは、茅ヶ崎市において消防部隊や救急部隊が緊急性の低い軽微な事案に対応していることが影響していると考えられます。例えば、エレベーターに閉じ込められた、鍵のかかった住居に病人が閉じ込められたといった緊急性の低い軽微な事案が発生した場合、救助部隊ではなく消防部隊や救急部隊で対応している状況があります。

一方、全国的には過去 10 年間の平均で全体の約 5% しかない水難事故が、茅ヶ崎市では過去 3 年間連続で全体の約 30% を占めています。茅ヶ崎市は市域に海を要しており、通年でサーフィン等のマリンスポーツが盛んで、特に夏場は海水浴場が開設されるため、その地域特性を要因とした出動件数が今後も一定数発生する可能性があります。

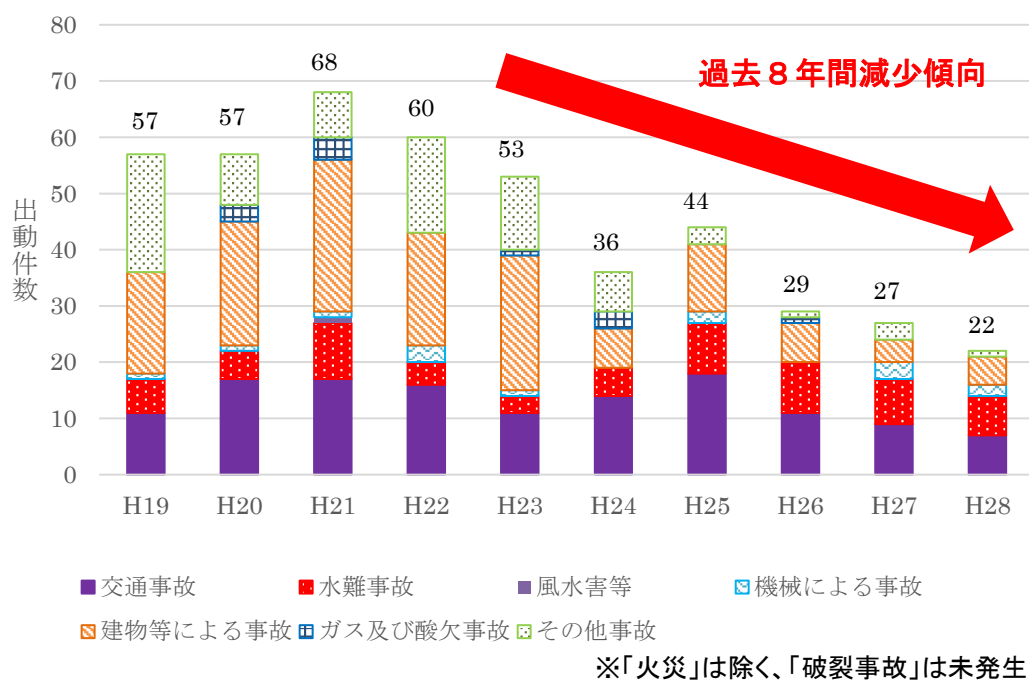
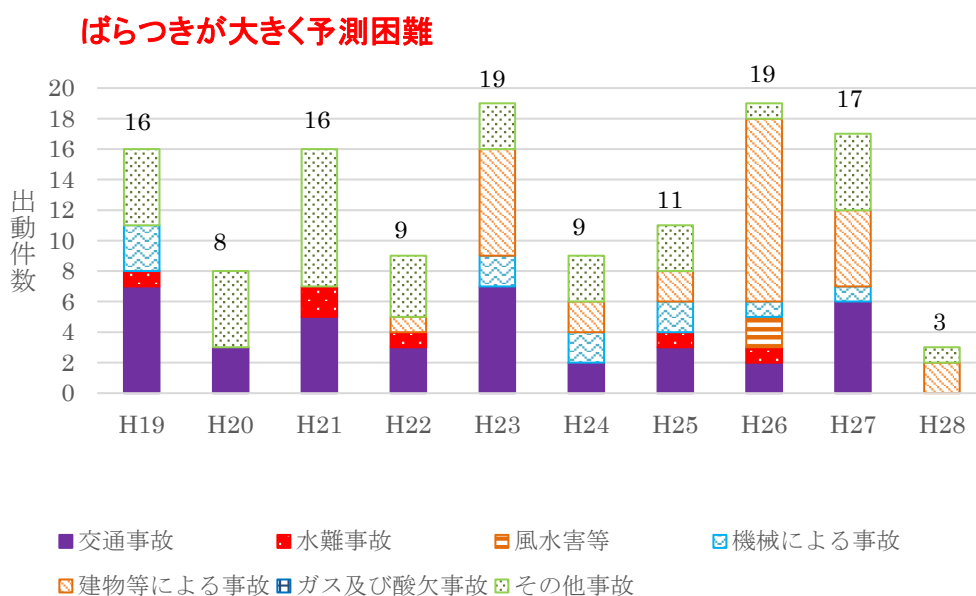


図 18 茅ヶ崎市 救助に係る近年の傾向（茅ヶ崎市「消防年報」より作成）

次に寒川町の場合、救助件数の総数が少ないこともあり、全国や茅ヶ崎市と比べ、年による総数及びその内訳構成のばらつきが大きいと言えます。具体的には、救助件数が相対的に突出している平成 19 年や平成 23 年の交通事故、平成 23 年や平成 26 年の建物等による事故、平成 21 年のその他事故等の理由を調査しましたが、特異的な状況や突発的な状況が重なった結果であり、一貫した増減の理由は見当たりませんでした。全体的な傾向としては、ここ数年間建物等による事故が突発的に増加する年があること、年によるばらつきはありつつも、主な種別は交通事故、水難事故、機械による事故、建物等による事故、その他事故であること、また、茅ヶ崎市に多かった水難事故が相対的に少ないことが挙げられます。

寒川町は、今後の救助需要を予測することが難しく、現在の救助対応力が十分か否かを判断することは困難である上に、年によるばらつきがあることから、例年以上の事案が発生する可能性も考慮しなければならないと言えます。



※「火災」は除く、「ガス及び酸欠事故」及び「破裂事故」は未発生

図 19 寒川町 救助に係る近年の傾向（寒川町「消防年報」より作成）

以上のことから、両市町ともに火災件数は、年によるばらつきは大きいものの概ね減少、救急件数は増加していると言えます。救助件数は、茅ヶ崎市では減少していると言えるものの、寒川町では年によるばらつきが大きく、増加・減少という整理が困難な状況です。

これらの点を踏まえると、今後、特に年によるばらつきが大きい火災や寒川町の救助については、想定外の規模・件数の事案が発生した場合に備えた十分な対応力を維持する必要がある一方で、健全な消防行政の運営のため必要以上の投資による財政の圧迫を回避しなければならないと考えられます。

現在、両市町が検討を進めている消防の広域化は、そのスケールメリットを活かすことにより、このような需要予測が困難であることにより生じる、消防力の適切な維持に係る課題解消策として、その効果を期待できます。

第三章 消防の広域化後の新たな組織

第 1 消防の広域化の方式

両市町における消防の広域化の方式は、寒川町が茅ヶ崎市に消防業務を委託する事務委託方式とする。その範囲は、常備消防業務とし、寒川町が委託しない消防団業務、消防水利業務及び寒川町消防本部が担っていた一部の防災業務は、寒川町が引き継ぐ。

寒川町消防本部が担っていた休日・夜間等の防災行政用無線は、茅ヶ崎市消防本部が、協定書等により防災業務を除く一部の運用を担う。

1 消防の広域化の方式の比較

消防の広域化の方式には、3つの方式が存在します。それぞれの概要は次のとおりです。

なお、総務省消防庁が平成 18 年に示した基本指針以降に実現した消防の広域化は、平成 30 年 4 月 1 日時点で全国に 52 地域（神奈川県内は 3 地域）あり、うち 15 地域が事務委託方式、34 地域が一部事務組合方式、3 地域が広域連合方式を採用しています。

表 7 消防の広域化の方式の概要及び全国の消防の広域化実施地域（平成 30 年 4 月 1 日時点）

方式	事務委託方式	一部事務組合方式	広域連合方式
方式の概要	事務の一部の執行管理を、他の団体に委ねることを目的とした方式である。委託側は、委託の範囲内において当該事務を執行管理する権限を失う。	構成団体又はその執行機関の事務の一部を共同で処理することを目的とした方式である。	多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応することを目的とした方式である。国又は都道府県は、広域連合に対して直接、事務や権限の移譲を行うことができる。
傾向	1 対 1 の消防本部同士での消防の広域化の事案が多い。	多くの消防本部（最大では 11 消防本部）が集まって消防の広域化を果たす事案が多い。	消防だけの消防の広域化の事案はない。介護保険やごみと組み合わせた広域化を行っている。
団体	普通地方公共団体	特別地方公共団体	
地域数	15	34	3

表 8 神奈川県内の消防の広域化実施地域（平成 30 年 4 月 1 日時点）

開始日	市町村	備考
平成 25 年 3 月 31 日	小田原市・足柄消防組合（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	小田原市への事務委託
平成 28 年 4 月 1 日	厚木市・清川村（非常備）	厚木市への事務委託
平成 29 年 4 月 1 日	横須賀市・三浦市	横須賀市への事務委託

これら 3 方式のうち、一部事務組合方式と広域連合方式はともに新たな特別地方公共団体を生み出す方式であり、設置の手続きもほぼ同様と言えます。また、広域連合方式には、前述のとおり消防業務だけの事案はなく、他の行政サービスと組み合わせた広域化を前提とした場合に有効な方式であると考えられます。そのため、「広域連合方式」の国や都道府県から権限を委譲できる、首長や議員を住民の直接選挙で選出する等の特徴は、1 市 1 町の消防広域化のケー

スにはそぐわないものと考えられます。

両市町においては、平成 26 年 3 月に「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」を策定し、これまで複数の行政サービスについて広域連携を進めてきたところですが、そのいずれもが事務委託方式によるものです。

表 9 両市町の広域連携（事務委託）の実施状況（平成 30 年 4 月 1 日時点）

開始時期等	広域連携施策等	受託先
平成 5 年 4 月 1 日	し尿処理に関する事務委託	寒川町が受託
平成 22 年 4 月 1 日	資源物処理に関する事務委託	
平成 6 年 4 月 1 日	火葬に関する事務委託	茅ヶ崎市が受託
平成 14 年 10 月 1 日	可燃ごみ処理に関する事務委託	
平成 27 年 4 月 1 日	不燃ごみ処理に関する事務委託	
平成 28 年 2 月 15 日	消防指令業務の共同運用（事務委託）	

「事務委託方式」を採用する場合、両市町それぞれの現在の消防力の規模及び寒川町が茅ヶ崎市へ消防指令業務を事務委託している状況を踏まえると、同方式を採用する場合、寒川町の消防業務を茅ヶ崎市に事務委託することが適切であると考えます。

表 10 事務委託方式及び一部事務組合方式の比較表

	事務委託方式	一部事務組合方式
主な関係法令	地方自治法（第 252 条の 14 等）	地方自治法（第 286 条等）
方式概要	事務の一部の執行管理を、他の団体に委ねることを目的とした方式である。委託側は、委託の範囲内において当該事務を執行管理する権限を失う。	構成団体又はその執行機関の事務の一部を共同処理することを目的とした方式である。
導入までの流れ	協議により規約を定め、事務を委託する（市町村間での事務委託の場合、都道府県に届け出を行う）。なお、事務委託により、法令上の責任は受託側に所属する。	協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て特別地方公共団体を設ける。共同処理する事務は関係する普通地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる（関係する条例、規則等（議会・監査等を含む）は一部事務組合が制定する。
団体	普通地方公共団体（受託団体）	特別地方公共団体
規約	○：必要	○：必要
条例・規則等	×：不要（見直しは必要）	○：必要
議会（議員）	×：不要（既存制度を活用）	○：必要
監査委員	×：不要（既存制度を活用）	○：必要
公平委員会	×：不要（既存制度を活用）	○：必要
会計管理者	×：不要（既存制度を活用）	○：必要
情報公開制度	×：不要（既存制度を活用）	○：必要
事務システム等	△：既存システムを活用（増設）	○：必要
財務システム等	△：既存システムを活用（増設）	○：必要
福利厚生制度	×：不要（既存制度を活用）	○：必要
給与関係事務	×：不要（既存制度を活用）	○：必要

業務量	事務委託の具体的な内容について定めた規約を策定する必要があるものの、その他組織運営に必要な事項は基本的に受託側の既存制度を活用することができる。	新たな特別地方公共団体を生み出すこととなるため、「事務委託方式」でも策定が必要な規約のほか、条例、規則、議会、会計管理者、給与関係事務、監査委員等各種委員会、情報公開制度等各種制度、それらに関連するシステム等の組織運営に必要な事項について、新設を前提とした検討が必要となる。
経費負担	委託事務に要する経費は、委託側が受託側に対する委託費として負担し、その経費の支弁方法は、規約の中で定める。	組合の経費は、組合を組織する各団体により分担し、組合財産収入の充当等その方法を規約の中で定める。
一般的なメリット	①1つの団体に統一する（委託先の消防職員を新たに任用し直す）ため、「一部事務組合方式」に比べ、全体的に負担（業務・財政等）が少ない。 ②1つの団体に統一するため、「一部事務組合方式」に比べ、責任の所在が明確である。	①組合議会を設けるため、構成市町が同じ立場で運営参画しやすい。 ②消防本部の名称に、構成市町の消防の名称が残る。
一般的なデメリット	①委託市町にとって消防本部が組織外となるため、消防行政への関与が希薄になりやすい。 ②委託市町にとって消防本部が組織外となるため、住民に不安が生じる可能性がある。 ③委託市町にとって消防本部が組織外となるため、防災部門や消防団との関係を整理する必要がある。	①組合議会の設置等、組織を運営するにあたり構成市町の負担（業務・財政等）が増加する。 ②複数の団体の集合体であるため、「事務委託方式」に比べ、構成市町の責任の所在が明確でない。 ③消防本部が組織外となるため、構成市町の防災部門や消防団との関係を整理する必要がある。

2 両市町の消防の広域化の方式

両市町の消防の広域化において住民への大きな影響はなく、むしろ P42 の表 30 のとおり、消防の広域化による住民サービスの向上が見込まれています。

「事務委託方式」も「一部事務組合方式」も、消防の広域化を成し遂げるための方式であることについての違いはありません。方式について客観的に判断した場合、業務及び財政等の負担が少しでも少ない方式が、業務及び財政負担に費やす労力を、住民サービスの向上に費やすことができます。

したがって、住民側の視点で考えた場合、より負担の少ない「事務委託方式」の方が、消防の広域化の効果のより高い方式であると言えます。

	事務委託方式	一部事務組合方式
業務量	事務委託の具体的な内容について定めた規約を策定する必要があるものの、その他組織運営に必要な事項は基本的に受託側の既存制度を活用することができる。	新たな特別地方公共団体を生み出すこととなるため、「事務委託方式」でも策定が必要な規約のほか、条例、規則、議会、会計管理者、給与関係事務、監査委員等各種委員会、情報公開制度等各種制度、それらに関連するシステム等の組織運営に必要な事項について、新設を前提とした検討が必要となる。

P16 の表 10 のとおり、「事務委託方式」は、母体となる団体は既存の普通地方公共団体のため、消防の広域化に合わせた調整のみ、維持についても現行に近い状態で運営していくことが可能です。「一部事務組合方式」は、母体となる新たな特別地方公共団体（条例・規則等、議会、会計管理者、給与関係事務、監査委員等各種委員会、情報公開制度等）を作り出す作業、さらに維持し続けていく負担が新たに生じます。

そのため、「事務委託方式」は「一部事務組合方式」に比べ、方式導入時及び導入後においても、業務及び財政負担が少ない方式となります。

また、P16 の表 9 のとおり、両市町は 1 市 1 町の広域連携を積極的に推進しており、消防活動の要となる消防指令業務をはじめ、火葬に関する事務、し尿処理、可燃・不燃ごみ処理及び資源物処理を「事務委託方式」で実施しています。このように、両市町は「事務委託方式」の実績を多く積み重ねているため、その調整を円滑に進めることも可能だと考えられます。

開始時期等	広域連携施策等	受託先
平成 5 年 4 月 1 日	し尿処理に関する事務委託	寒川町が受託
平成 22 年 4 月 1 日	資源物処理に関する事務委託	
平成 6 年 4 月 1 日	火葬に関する事務委託	茅ヶ崎市が受託
平成 14 年 10 月 1 日	可燃ごみ処理に関する事務委託	
平成 27 年 4 月 1 日	不燃ごみ処理に関する事務委託	
平成 28 年 2 月 15 日	消防指令業務の共同運用（事務委託）	

消防の広域化の方式に「事務委託方式」を採用する場合、両市町それぞれの現在の消防力の規模及び寒川町が茅ヶ崎市へ消防指令業務を事務委託している状況を踏まえると、寒川町の消防行政を茅ヶ崎市に事務委託することが適切であると言えます。

なお、「事務委託方式」を採用する場合、先行事例調査先を参考にデメリットを解消する必要があります。

3 寒川町が茅ヶ崎市に委託する消防業務

消防組織法第31条^{※11}において、消防の広域化の対象外とされている①消防団の業務、②寒川町の各課との調整が必要となる防火水槽等の消防水利の業務及び③寒川町消防本部が担っていた一部の防災業務（街頭消火器等）は、消防の広域化後、寒川町の防災部門が引き継ぐこととなります。①～③の業務を引き継ぐ寒川町の防災部門には、消防の広域化後、茅ヶ崎市消防本部から2人の消防職員を派遣し、寒川町職員として勤務します。

なお、寒川町消防本部各課の事務分掌の茅ヶ崎市消防本部各課への振り分けは、次の表のとおりとなります。

表 11 寒川町消防本部の事務分掌及び主な移管先

消防総務課

事務分掌	主な移管先（茅ヶ崎市へ）
(1) 公印の管理に関する事。	※消防団（公印）は寒川町
(2) 文書の収発及び編さん保存に関する事。	①消防総務課 総務担当
(3) 消防職員及び消防団員の任免、服務その他人事に関する事。	②消防総務課 総務担当 ※消防団のみ寒川町
(4) 消防の儀式及び渉外に関する事。	③消防総務課 総務担当
(5) 消防の表彰に関する事。	④消防総務課 総務担当 ※消防団のみ寒川町
(6) 消防の会議に関する事。	⑤消防総務課 総務担当
(7) 消防業務の企画調整に関する事。	⑥消防総務課 企画担当
(8) 消防予算及びその執行に関する事。	⑦消防総務課 企画担当
(9) 寒川町消防本部消防職員委員会に関する事。	廃止
(10) 消防財産の取得及び管理に関する事。	⑧消防総務課 企画担当
(11) 貸与品その他物品の管理に関する事。	⑨消防総務課 企画担当
(12) 公務災害補償及び賞慰金に関する事。	⑩消防総務課 総務担当 ※消防団のみ寒川町
(13) 消防団員の退職報償金に関する事。	寒川町
(14) 消防職員の研修及び福利厚生に関する事。	⑪消防総務課 総務担当
(15) 消防庁舎等の維持管理に関する事。	⑫消防総務課 企画担当
(16) 消防団の庶務及び消防総括統計に関する事。	寒川町 ※消防総括統計のみ⑬消防総務課企画担当
(17) 消防本部内の庶務に関する事。	⑭消防総務課 総務担当
(18) 他課の所管に属しない事。	—

予防課 予防担当

事務分掌	主な移管先（茅ヶ崎市へ）
(1) 火災予防思想の啓発及び宣伝に関する事。	①予防課 予防担当
(2) 防火対象物の立入検査に関する事。	②予防課 査察指導担当
(3) 危険物の規制に関する事。	③予防課 危険物担当
(4) 危険物の貯蔵及び取扱いの指導に関する事。	④予防課 危険物担当
(5) 消防用設備等の設置、指導及び検査に関する事。	⑤予防課 予防担当・査察指導担当
(6) 火災予防の指導に関する事。	⑥予防課 予防担当
(7) 建築確認の同意に関する事。	⑦予防課 予防担当
(8) 防火管理者等の指導及び講習に関する事。	⑧予防課 査察指導担当
(9) 予防統計に関する事。	⑨予防課 査察指導担当
(10) 消防諸届に関する事。	⑩予防課 査察指導担当
(11) 自衛消防隊に関する事。	⑪予防課 査察指導担当
(12) 防火団体に係る事。	⑫予防課 査察指導担当

※11 第31条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

予防課 警防担当

事務分掌	主な移管先（茅ヶ崎市へ）
(1) 火災の警戒、防ぎよ計画に関すること。	①警防救命課 警防担当
(2) 応援及び受援計画に関すること。	②警防救命課 警防担当
(3) 関係機関との連絡調整に関すること。	③警防救命課 警防担当
(4) 火災その他の災害の統計に関すること。	④消防指導課
(5) 気象、地震等の情報に関すること。	⑤指令情報課 ※地震に関することのみ寒川町
(6) 消防団活動に関すること。	寒川町
(7) 消防団車両及び資機材の整備並びに維持管理に関すること。	寒川町
(8) 消防車両、通信機器等の資機材の整備及び維持管理に関すること。	⑥警防救命課 整備担当・指令情報課 ※消防団（通信機器等）のみ寒川町
(9) 消防水利の整備及び維持管理に関すること。	寒川町
(10) 街頭消火器に関すること。	寒川町
(11) 開発行為等に対する消防水利等の設置指導に関すること。	寒川町
(12) 住民を対象にした消防訓練、応急手当等の普及啓発活動に関すること。	⑦警防救命課 警防担当 ※応急手当等の普及活動のみ⑧消防指導課
(13) メディカルコントロール協議会に関すること。	⑨警防救命課 救命担当
(14) 救急救命士の研修に関すること。	⑩警防救命課 救命担当
(15) 救急講師に関すること。	⑪警防救命課 救命担当
(16) その他消防及び警防業務に関すること。	⑫警防救命課 警防担当

消防署

事務分掌	主な移管先（茅ヶ崎市へ）
(1) 水火災の警戒及び防ぎよに関すること。	①警備第一課・警備第二課
(2) 救急及び救助活動に関すること。	②警備第一課・警備第二課
(3) 消防地理及び消防水利の調査に関すること。	③警備第一課・警備第二課
(4) 消防気象観測に関すること。	④指令情報課
(5) 消防業務の情報管理に関すること。	⑤警備第一課・警備第二課
(6) 火災予防査察に関すること。	⑥警備第一課・警備第二課
(7) 消防機械器具の点検、手入れに関すること。	⑦警備第一課・警備第二課
(8) 消防訓練及び消防技術の研究に関すること。	⑧警備第一課・警備第二課
(9) 火災原因及び損害調査に関すること。	⑨警備第一課・警備第二課
(10) その他消防活動に関すること。	⑩警備第一課・警備第二課

第2 今後のスケジュール

平成 30 年度に消防の広域化における両市町の方角性を明確にするものとし、消防の広域化の開始時期は、平成 34 年 4 月（最終期限は平成 36 年 4 月）を目指す。
消防の広域化までのスケジュールは、進捗状況を踏まえて年度ごとに見直す。

1 今後のスケジュール

平成 29 年度に総務省の調査委託事業を寒川町が受託し、外部調査機関による第三者視点を取り入れた調査を両市町で協力して行いました。平成 30 年度は、平成 29 年度の調査結果を基に、これまでの検討結果を取りまとめた本報告書を活用し、両市町それぞれの組織的な協議を経て、消防の広域化の方角性を明確にしていく予定です。

消防の広域化開始時期は、消防の広域化の初期費用を抑えるため、現在、両市町で共同運用している消防緊急通信指令システムの部分更新と重なる平成 34 年 4 月を予定しています。

なお、平成 30 年 4 月 1 日付の総務省消防庁の通知文書※12により、消防の広域化の新たな推進期限が平成 36 年 4 月 1 日まで延長されましたので、消防の広域化開始の最終期限は平成 36 年 4 月となります。

2 国及び県の財政支援等

国の財政支援の要件の中では「重点地域に指定されている」ことが重要な要件であるため、両市町の議会での規約に基づく議決後、両市町の重点地域への指定を県に依頼する予定です。

また、県の補助金の要件の中では「広域消防運営計画を県へ提出する」ことが重要な要件であるため、両市町の議会の同議決後、「広域消防運営計画」を県に提出する予定です。

表 12 現状の国及び県の財政支援等一覧

種別	名称等	財政支援対象等	条件等
国	消防広域化準備経費 【特別交付税措置】	①広域消防運営計画策定経費 ②法定協議会負担金 ③広報誌作成費等	県の推進計画に定められた組合せ内の広域化である。
	消防広域化臨時経費 【特別交付税措置】	準備品等	県の推進計画に定められた組合せ内の広域化である。
	消防署所等の整備 【一般単独事業債】 (起債充当率 90%) 【緊急防災・減災事業債】(平成 32 年度まで) (起債充当率 100%/普通交付税算入率 70%)	①消防署所の増改築等 ②統合される消防本部を消防署所等として活用するための改築等	重点地域に指定されている。 広域消防運営計画に基づく事業である。 消防の広域化後 10 年度以内に完了しなければならない。
	消防車両等の整備 【防災対策事業債】 (起債充当率 90%/普通交付税参入率 50%) 【緊急防災・減災事業債】(平成 32 年度まで) (起債充当率 100%/普通交付税算入率 70%)	機能強化を図る消防車両等の整備等	重点地域に指定されている。 広域消防運営計画に基づく事業である。 消防の広域化後 5 年度以内に完了しなければならない。
県	市町村消防防災力強化支援事業 【1 事業につきの 2 分の 1 の補助】 (起債する場合の補助上限は 10,000 千円)	準備品等	広域消防運営計画を県に提出している。 広域消防運営計画に基づく事業である。

※12 消防消第 81 号「市町村の消防の広域化に関する基方針の一部改正について（通知）」消防庁長官

第3 組織

消防本部の名称は「茅ヶ崎市消防本部」、消防署の名称は「茅ヶ崎市消防署」とし、それぞれの位置は現在の位置とする。

出動部隊の組織は、両市町を3地区（本署・寒川分署・小和田分署）に分割し、それぞれの地域を、隔日勤務の課長が統括する6課体制（3地区×2交替）の組織とする。

両市町の消防力を強化するため、新たな分署又は出張所を寒川町内に設置し、1本部1署2分署5出張所の体制とする。

消防業務は、茅ヶ崎市の消防業務を基本として調整する。

1 消防本部・消防署・分署・出張所

消防の広域化に伴い、消防本部及び消防署を茅ヶ崎市に統合します。茅ヶ崎市への統合により、寒川町消防本部の消防長及び消防署長の職を削減することが可能となり、組織の効率化及びスリム化を図ることができます。

消防署が一つに統合されることにより警備課員が増大し、それに伴い警備課長の業務等も増大します。そのため、消防の広域化に合わせて、現在の警備第一課及び警備第二課を、初動体制の連携が取りやすい3地区にそれぞれ分割します。

現時点で仮称ではありますが、本署の組織（本署・松林出張所）には副署長、小和田分署の組織（小和田分署・海岸出張所・鶴嶺出張所）には小和田分署長、寒川分署の組織（寒川分署・新たな出張所・小出出張所）には寒川分署長として隔日勤務の課長職を設置し、事務決裁等がそれぞれの地区（課）で完結する体制を確立します。

なお、人員の基本的な考えとしては、寒川町消防本部の毎日勤務人員（消防長・消防署長の2人は削減）10人を事務分掌に基づく業務とともに茅ヶ崎市消防本部の毎日勤務の各課に、寒川町消防署の隔日勤務人員46人（各担当23人）は、最終的に、消防隊2隊及び救急隊2隊の4隊に再編成し、茅ヶ崎市消防署の隔日勤務の出動部隊に統合します。

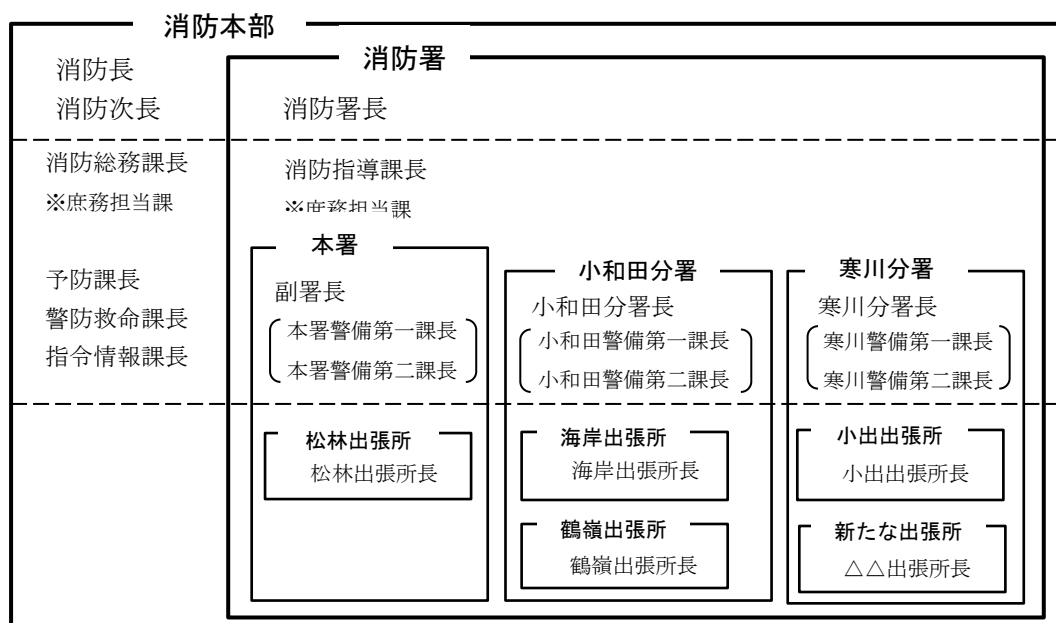


図 20 消防の広域化後の署所数（1署2分署5出張所）

また、消防の広域化に合わせ、①現状で寒川町をすべての円（「消防力の整備指針」に準拠した適切な出動範囲）で包含できていない課題と②署所数による按分面積に両市町で大きな格差が生じている課題を解消するため、寒川町に新たな分署又は出張所を設置し、分散配置による消防力向上（現場到着時間の短縮等）を目指します。

なお、最終的には寒川分署（現寒川町消防署）を、両市町全体においての適正な位置への移設を予定しています。

【現状の署所配置】

【最終的な署所配置（案）】

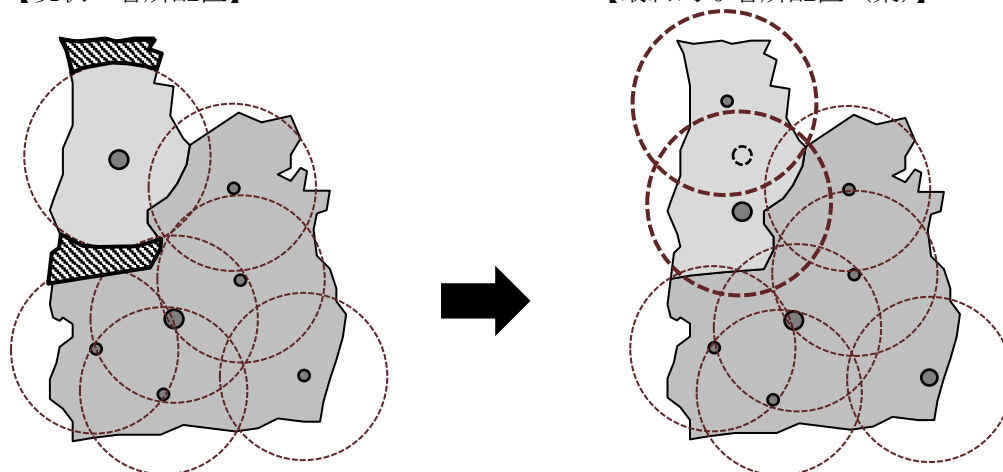


図 21 消防の広域化後の署所配置状況 (①)

※最終的な署所配置（案）はあくまでも仮配置の案であり、正式な署所配置を示しているわけではありません。

表 13 両市町の署所数による按分面積 (②)

種別	管轄面積	署所数による按分面積	
		消防の広域化前	消防の広域化後
茅ヶ崎市	35.76 km ²	5.96 km ² (6 庁舎)	5.96 km ² (6 庁舎)
寒川町	13.42 km ²	13.42 km ² (1 庁舎)	6.71 km ² (2 庁舎)
消防の広域化後の組織	49.18 km ²	—	6.15 km ² (8 庁舎)

※単純に庁舎数で面積を按分したものであり、出動経路等を考慮した出動範囲ではありません。

表 14 消防の広域化時点での部隊配置予定

地域	茅ヶ崎市	寒川町
署所	本署	寒川分署（現寒川町消防署）
部隊	指揮隊 消防隊 消防隊（化学車・特殊災害対応車を運用） 救助隊（救助工作車・35mはしご車を運用） 救急隊 救急隊（救急ワークステーションでの運用）	消防隊（化学車・救助工作車を運用） 救急隊 救急隊

表 15 新たな分署又は出張所設置時点での部隊配置予定

地域	茅ヶ崎市	寒川町	
署所	本署	寒川分署	新たな出張所
部隊	指揮隊 消防隊（特殊災害対応車を運用） 救助隊（救助工作車・35mはしご車を運用） 救急隊 救急隊（救急ワークステーションでの運用）	消防隊（化学車を運用） 救急隊	消防隊 救急隊

※新たな分署又は出張所の設置は国の財政支援を考慮し広域化後 10 年度内を予定しています。

2 消防の業務体制

消防の広域化後の消防業務体制は、両市町で統合できる事業は統合し、業務の効率化を図っていきます。また、消防の広域化後の消防業務は茅ヶ崎市の業務体制を基本とした体制とするため、寒川町の消防関係の各種条例・規則・要綱等については消防団関係を除いて、すべて廃止します。

届出書類については、すべての書類を茅ヶ崎市消防本部で収受する体制となります。

しかしながら、寒川町消防本部が統合されるため、事業者ではなく住民に直接影響が生じる届出書（火煙発生届出書）及び軽易な届出書（防火管理者選任届出書・消防計画作成届出書・訓練関係の報告書・煙火消費届出書・道路工事届出書）は、寒川分署でも収受できる体制を構築する予定です。出勤等で不在の場合は収受できませんが、7時から20時までの時間帯（不在時の電話対応を考慮して指令情報課の夜間交替勤務時間以外の時間帯とする）で職員が在所していれば、土日祝日関係なく収受できる体制となります。

なお、消防の広域化前には、寒川町の広報紙等を活用した寒川町民への住民広報により、周知徹底を図る予定です。また、寒川分署の不在時での対応は、茅ヶ崎市の現行体制と同じく、指令情報課に直接つながる電話機を届出者が直接活用することで、指令情報課が不在時の案内を行うこととなります。

表 16 主な各種届出数（両市町の「消防年報平成 29 年度版」から作成）

予防課

項目	茅ヶ崎市	寒川町	広域化後（合算）
防火管理者選任届出書（寒川分署で対応可）	323 件	58 件	381 件（事業者）
消防計画作成届出書（寒川分署で対応可）	345 件	52 件	397 件（事業者）
訓練計画・実施報告書（寒川分署で対応可）	551 件	200 件	751 件（事業者）
防火対象物使用開始届出書（条例）	190 件	33 件	223 件（事業者）
工事整備対象設備等着工届出書	196 件	39 件	235 件（事業者）
消防用設備等設置届出書	442 件	94 件	536 件（事業者）
各種設備設置届出書（条例）	61 件	18 件	79 件（事業者）
少量危険物関係の届出書（条例）	17 件	17 件	34 件（事業者）
消防用設備等点検結果報告書	1,281 件	293 件	1,574 件（事業者）
防火対象物定期点検結果報告書	97 件	12 件	109 件（事業者）

指令情報課

項目	茅ヶ崎市	寒川町	広域化後（合算）
火煙発生届出書（寒川分署で対応可）	117 件	28 件	145 件（住民・事業者）
煙火消費届出書（寒川分署で対応可）	21 件	24 件	45 件（事業者）
道路工事届出書（寒川分署で対応可）	733 件	178 件	911 件（事業者）

※り災証明及び救急搬送証明等の証明書関係は、すべて茅ヶ崎市消防署での対応となります。

現在、指揮隊では現場指揮業務とともに火災調査業務を担っておりますが、消防の広域化に合わせて指揮隊の管轄地域が拡大するため、指揮隊の火災調査業務を消防指導課と分署の消防隊に割り振り、指揮隊の現場指揮業務の向上を図ります。

消防の広域化後、警備課は6課体制となるため、火災調査業務は各課対応となります。火災現場活動の指揮は指揮隊が中心となりますが、その後の現場調査は課長又は課長代理が現場指揮者となり、各課対応（原則として現場調査の人員も課内で確保）となります。また、火災調査書類も課長決裁で消防指導課に提出し、非火災の判断も各課長が判断することになります。

なお、消防指導課は毎日勤務であるため、毎日勤務の利点を活かし、6課から提出される火災調査書類の管理及び保管、消防研究センターや各種メーカー等の外部との調整窓口を担当します。また、社会的影響力が高い火災（消防組織法第40条に基づく即報に該当する火災等）については、毎日勤務として現場調査に関わり、管轄の消防隊等と協力して原因判定書を作成します。

第4 勤務体制

勤務体制は、毎日勤務及び隔日勤務とする。
 隔日勤務は、茅ヶ崎市の勤務体制を基本とした2交替制勤務とする。

両市町の隔日勤務の勤務体制は、ともに2交替制勤務であるため、休日勤務手当や休憩時間等の取得方法に多少の相違はあるものの、茅ヶ崎市の勤務体制（2当務1休）に統一します。茅ヶ崎市の勤務体制に統一するため、毎当直、夜間対応者（22時から翌5時までの時間帯における在庁時の対応職員）を指名することとし、寒川町消防署の夜間帯の受付勤務はすべて廃止します。

表 17 茅ヶ崎市の勤務時間（毎日勤務・隔日勤務）

時間	毎日勤務	隔日勤務	
		警備第一課・第二課	指令情報課
8:30	勤務時間	勤務時間	勤務時間
12:00	休憩時間	休憩時間	休憩時間
12:45		勤務時間	勤務時間
13:00	勤務時間		
17:00	退庁	休憩時間	休憩時間
17:15		勤務時間	勤務時間
17:45			
20:00		休憩時間 (仮眠時間)	夜間交替勤務 (仮眠時間)
22:00			
5:00		勤務時間	
7:00		勤務時間	勤務時間
8:30	勤務開始	勤務交替	勤務交替

※隔日勤務の場合、8時30分～17時00分の7時間45分の勤務時間、17時00分～翌8時30分の7時間45分の勤務時間の合計15時間30分の勤務時間を担います。

第5 職員の任用

消防の広域化に伴い、寒川町消防職員は寒川町を退職し、茅ヶ崎市消防職員として茅ヶ崎市が新たに任用する。

消防の広域化当初は、新たな組織体制に弊害が生じないように人員配置する。

消防の広域化後の新規採用職員は、茅ヶ崎市の職員として茅ヶ崎市が新規採用する。

消防の広域化に伴い、寒川町消防職員は寒川町を退職し、茅ヶ崎市消防職員として茅ヶ崎市が新たに任用します。消防の広域化開始前の準備期間中に人事交流を活発に行うことで、消防の広域化当初の人員配置による混乱を避けることができます。そのため、消防の広域化前の所属に関係なく同じ茅ヶ崎市消防職員として、管轄地域となる両市町の署所に配置します。

また、消防の広域化後の新規採用職員は、茅ヶ崎市が茅ヶ崎市消防職員として順次採用していくこととなります。消防の広域化に伴う人員削減は、消防の広域化後の採用人員を、退職人員分の補充を行わないことで削減していきます。

なお、両市町の定年退職者の人数を考慮した消防の広域化後の新規採用職員の採用計画は次のとおりとなります。

表 18 広域化後の採用計画表

年度	広域化後			
	退職者	新規採用者 【消防学校入校者】	実員	消防業務の運営のために必要な実員 (新規採用者を除く)
平成 34 年度	6 人	8 人	315 人	307 人 (新たな分署又は出張所設置時: 305 人)
平成 35 年度	8 人	2 人	309 人	
平成 36 年度	2 人	3 人	310 人	
平成 37 年度	3 人	7 人	314 人	
平成 38 年度	7 人	6 人	313 人	
平成 39 年度	6 人	6 人	313 人	
平成 40 年度	6 人	8 人	315 人	
平成 41 年度	8 人	4 人	311 人	
平成 42 年度	4 人	13 人	320 人	
平成 43 年度	13 人	10 人	317 人	
平成 44 年度	10 人	13 人	320 人	
平成 45 年度	13 人	9 人	316 人	

※再任用職員は除く。(平成 30 年 5 月 28 日時点の想定職員数)

※消防の広域化前の人員(茅ヶ崎市 258 人、寒川町 58 人、合計 316 人)を消防の広域化時、消防本部及び署の統合により 2 人削減するため、実員はそれぞれ 314 人(257 人、57 人(新規採用職員を含める))に、寒川町内に新たな分署又は出張所を設置時に組織体制が大きく変更するため、さらに 2 人の削減を予定しているため、最終的には 312 人(256 人及び 56 人(新規採用職員を含める。))となることを想定しています。

第6 職員の処遇

給料は、茅ヶ崎市の給料表に基づき、士気の低下を招かぬよう配慮する。
階級は現在の階級と同等以上とし、茅ヶ崎市の人事制度を基本とした階級設定とする。
貸与品は、茅ヶ崎市の貸与品及び制度を基本とする。
職員の処遇は、今後、両市町の社会情勢に応じて変化していく可能性もあるため、消防の広域化の開始時期が定まった時点での両市町の状況を考慮して詳細の調整を行う。

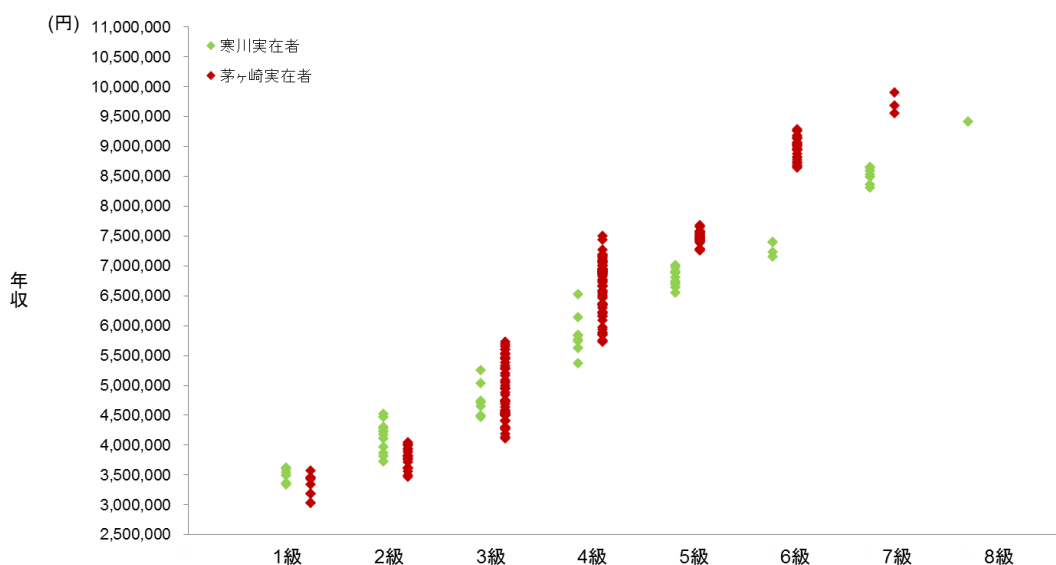
1 職員の給料等

消防の広域化に伴い、寒川町消防職員がそれまで支給していた給料月額を茅ヶ崎市の給与関連条例等にどのように適用するかについては、広域化前と比較し不利益が生じないような処遇が必要となります。

両市町の消防職員について同学歴・同年齢・同勤務年数の給料等の差異について比較したところ、年収（所定内賃金（給料月額＋月例手当（属人的な手当（時間外・扶養・通勤・住居手当）は除く））×12月＋期末・勤勉手当）において、2級までは寒川町の支給水準が茅ヶ崎市に比べ高い傾向が見られますが、4級以上は茅ヶ崎市の支給水準に高い傾向が見られ、等級ごとに支給水準の乖離がありました。

なお、基本給及び期末・勤勉手当については4級以上の乖離が少ないものの、所定内賃金については年収と同様の傾向がみられました。

等級報酬水準比較 年収



- 平成29年11月報酬データを使用しています。（出向者及び期末・勤勉手当のデータに空白のある者を除く）
- 寒川町で現在実施されている現給保証は考慮していません。
- 年収＝所定内賃金（属人的な手当（扶養手当、通勤手当、住居手当）を除く）×12＋期末・勤勉手当

図 22 等級別の支給水準比較（年収）

消防職員に適用している給料表の構造として、職務の級を茅ヶ崎市は7級、寒川町は8級としていますが、級に対する号給（給料月額を定める規定）はそれぞれ異なるため、号給の調整が必要となります。茅ヶ崎市は4級主査まで、寒川町は4級主任主事まで、両市町ともに勤務年数等により昇任及び昇格が行われています。職務の級が茅ヶ崎市の4級主査までに相当する寒川町消防職員は、寒川町に採用された年月日を基に茅ヶ崎市で採用されたと仮定し、昇任及び昇格等から級号給を算定し、広域化前日に支給されていた給料月額（級号給）と比較し、広域化後2年間を目標として不利益が生じることのないような調整を想定しています。

職務の級が茅ヶ崎市の4級担当主査以上に相当する寒川町消防職員は、両市町の人事評価の基準が異なることから、広域化前日に支給があった基本給を茅ヶ崎市の給料表の直近の号給に位置付けることを想定しています。

なお、最終的には両市町の給与実態調査等を基に、勤務年数等で茅ヶ崎市消防職員と寒川町消防職員との間で不均衡が生じないように給料等の調整を行います。

2 職員の退職手当

消防の広域化に伴い、退職手当の調整も必要となります。現在、茅ヶ崎市は一般財源で退職手当を確保していますが、寒川町は神奈川県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）に加入して退職手当を確保しています。退職手当組合（大阪府を除く全国の都道府県にある一部事務組合の組織で、神奈川県では23団体が所属）の規約では、全職員の脱退（市町村合併等）による清算は認められていますが、一部職員のみ脱退（消防の広域化等）による清算は認められていません。

そのため、寒川町消防職員が寒川町を退職した際は、退職手当組合に寒川町での勤務年数分の退職手当は請求せず、茅ヶ崎市で寒川町での勤務年数を引き継ぐこととします。

なお、消防の広域化後、退職手当を含む人件費は、毎年度の負担金の算定基礎の中に組み込み、消防の広域化時の職員数の割合（人員の増員又は削減があった場合は変動）により、両市町で按分負担していくことになります。そのため、消防の広域化後、寒川町は今まで退職手当組合に支出していた負担金を茅ヶ崎市の退職手当に充当することとなり、元寒川町消防職員が退職しない年であっても、按分負担することで毎年度の退職手当の負担の平準化を図っていくこととなります。

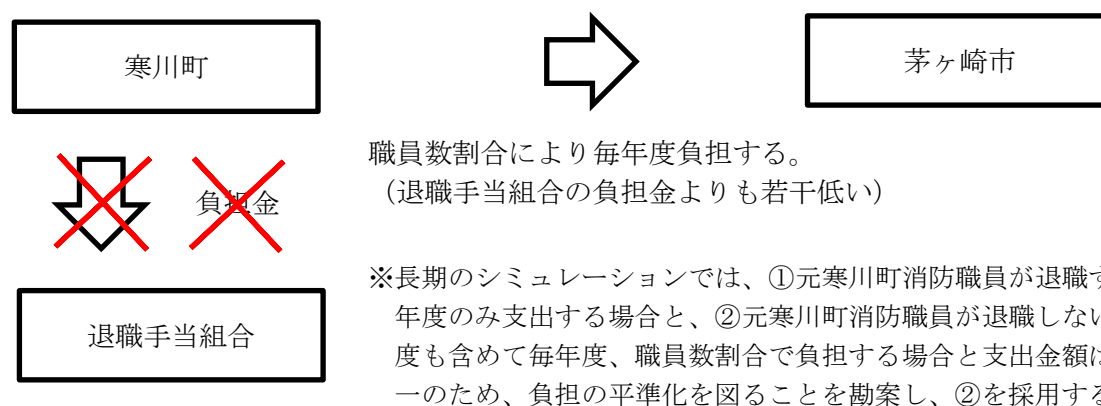


図 23 消防の広域化後の退職手当のイメージ図

3 職員の階級

消防の広域化後の寒川町消防職員の職は、両市町で調整した給与実態調査を基に調整した寒川町の職との整合を図ります。また、職に合わせて階級を設定しますが、階級については、原則として現在の階級と同等以上の階級と考えています。

表 19 両市町の職及び階級等

茅ヶ崎市消防本部		
職	階級	級
部長・消防長	消防正監	7 級
参事・消防次長	消防監	
参事・消防署長	消防監	
課長	消防監	6 級
	消防司令長	
担当課長	消防司令長	
主幹	消防司令長	
	消防司令	
課長補佐	消防司令	5 級
担当主査	消防司令補	4 級
主査	消防司令補	
副主査	消防士長	3 級
主任	消防士長	
	消防副士長	
主事 2	消防士	2 級
主事 1	消防士	1 級

寒川町消防本部		
職	階級	級
部長・消防長	消防司令長	8 級
消防次長	消防司令	
課長・消防署長	消防司令	7 級
主幹	消防司令	
副主幹	消防司令補	6 級
主査		5 級
主任主事（4 級）	消防士長	4 級
主任主事（3 級）	消防副士長	3 級
主事	消防士	2 級
主事補	消防士	1 級

4 職員の貸与品

消防の広域化後の貸与品は茅ヶ崎市を基本とし、初期投資費用を抑えるため、国及び県の財政支援を活用し、現在、茅ヶ崎市で貸与期間を永年としている貸与品から購入していき、順次、消防職員の安全管理を念頭に入れ、貸与品を揃えていきます。

表 20 両市町の貸与品の比較表

茅ヶ崎市					寒川町				
貸与品		数量	貸与期間（年）		貸与品		数量	貸与期間（年）	
			毎日勤務者	隔日勤務者					
夏帽		1	永年		夏帽		1	7	
冬帽		1			冬帽		1	10	
略帽		1	5	3	アポロキャップ		1	3	
保安帽		1	永年		安全帽		1	7	
冬服		1	8	8	冬服		1	10	
夏服	長袖	1	8	8	夏服		1	7	
夏略服	半袖	1	2	5					
活動服		1	2	2	活動服		1	7	
救助服		1		1	救助服	夏	1	7	
救急服		盛夏	1	2	救急服	冬	1	7	
		冬	1	2		冬	1	7	
ネクタイ		1	永年		ネクタイ		1	5	
ハイネックシャツ	長袖	1	1	1					
	半袖	1	1	1					
防火帽		1	永年						
防火衣		1			1		7		
防火靴		1							
活動服バンド		1	5	5	バンド	夏	1	7	
救助服バンド		1		5		冬	1	7	
救急服バンド		1		3					
靴	編上靴	1	永年	3					
	長靴	1	6	6					
	救助靴	1		1					
皮手袋		1	2	1	手袋		1	3	
火災用手袋		1	永年	3					
階級章		1	その階級の期間中						
笛		1	永年						
防寒衣		1	8	8	防寒衣		1	7	
雨衣		1	8	8	雨衣		1	7	
					ワイシャツ		1	5	

第7 車両更新

消防庁舎の整備状況に応じた新たな組織での出動体制に基づき、出動車両の更新計画を定めていく。

車両配置は、消防力の根幹をなすものであるため、現時点での計画は次のとおりですが、今後の社会状況や災害状況の変化により、大きく変更となる可能性もあります。特に、消防の広域化に伴い、1台となる指揮車、化学車、救助工作車等の機能強化、管轄地域が拡大することによりすべての消防ポンプ自動車への水槽確保等の機能強化、救急車、自動二輪車、非常用車両や本部車両等の仕様統一に伴う機能強化等については、準備段階から調整を行う必要があります。

消防の広域化後、重複する本部車両2台は、寒川町において、引き続き担当する消防団の車両として寒川町の防災部門に移管します。また、寒川分署の事務連絡用として自動二輪車3台の新たな購入を予定します。また、購入にあたっては、国又は県等の財政支援を充当する予定です。

寒川町が現在保有している指揮車は廃車し、水槽車は消防の広域化に合わせて消防ポンプ車に買替える予定です。

表 21 消防の広域化開始に向けた移管予定車両、廃止予定車両及び新規購入予定車両

種別	車両名	特記事項
移管	指令1号車（寒川町所有）	消防団業務用の車両として寒川町の防災部門に移管する。
	資機材搬送車（寒川町所有）	
廃止	指揮車（寒川町所有）	消防の広域化の開始に合わせて廃車する。
新規購入	自動二輪車（1施設につき3台）	寒川分署の事務連絡用として購入する。

寒川町の化学車は、新たな分署又は出張所が設置された時点で運用を停止し、最終的に廃車とします。また、茅ヶ崎市の救助工作車は、新たな分署又は出張所が設置された時点で運用を停止し、最終的に廃車します。また、新たな分署又は出張所の設置に合わせ、事務連絡用として自動二輪車3台（茅ヶ崎市と同様の3台配置）の新たな購入を予定します。また、購入にあたっては、国又は県等の財政支援を充当する予定です。

なお、新たな分署又は出張所は、国及び県の財政支援の活用を考え、消防の広域化後10年度以内に設置することを想定しております。

表 22 消防の広域化後の廃止予定車両及び新規購入予定車両

種別	車両名	特記事項
廃止	化学車（寒川町所有）	新たな分署又は出張所設置に合わせて廃車する。
	救助工作車（茅ヶ崎市所有）	
新規購入	自動二輪車（1施設につき3台）	新たな分署又は出張所の事務連絡用として購入する。

第8 経費負担

消防の広域化前の寒川町の財産（土地・庁舎・車両・資機材等）は茅ヶ崎市へ無償貸与（一部の車両・資機材は無償譲渡）とする。消防の広域化後、それぞれの市町内にそれぞれの市町の負担で整備する不動産（土地・庁舎）は、それぞれの市町の所有とするが、寒川町所有の不動産は茅ヶ崎市へ無償貸与とする。ただし、庁舎の中でも消防本部及び消防署は、茅ヶ崎市が整備し、両市町が按分負担した上で茅ヶ崎市の所有とする。なお、動産（車両・資機材等）については、茅ヶ崎市が購入し、両市町が按分負担した上で茅ヶ崎市の所有とする。

消防の広域化後、それぞれの歳入は消防費に充当する。

消防の広域化後、寒川町が負担する負担金は、経常経費と政策経費の合算とし、人件費は職員数の割合、それ以外の負担割合は、基本的に両市町の基準財政需要額（消防費）の割合とする。消防の広域化に伴う初期費用は寒川町が負担し、国及び県の財政支援を最大限に活用する。

1 財産の取扱い

財産の取扱いについて、消防の広域化前に寒川町が所有している財産（土地・庁舎・車両・資機材等）は、無償譲渡とする一部の車両及び車両に付随する資機材を除き、茅ヶ崎市に無償貸与（所有権は寒川町）とします。各種保険の適用については、無償貸与（所有権は寒川町）であっても、庁舎・車両ともに両市町での対応が可能です。

消防の広域化後、それぞれの市町内にそれぞれの市町の負担で整備する不動産（土地・庁舎）は、それぞれの市町の所有としますが、寒川町所有の不動産は茅ヶ崎市へ無償貸与します。ただし、庁舎の中でも消防本部及び消防署は茅ヶ崎市が整備し、両市町が按分負担した上で茅ヶ崎市の所有とします。

なお、動産（車両・資機材等）については、茅ヶ崎市が購入し、両市町が按分負担した上で茅ヶ崎市の所有とします。

2 歳入の取扱い

消防の広域化前の両市町の歳入には、特定財源として、危険物審査・検査手数料及び救急業務支弁金が、それ以外の歳入として、庁舎使用料、自動販売機等使用料、雑入（自動販売機電気代等）、各種補助金等があります。

消防の広域化後の歳入は、すべて消防費に充当します。充当できなかった消防費については、両市町がそれぞれの経費の割合で按分負担することとなります。

3 負担割合の取扱い

寒川町の負担金は、毎年支出となる経常経費と、庁舎又は車両等の更新費用となる政策経費の合算とし、人件費を除く負担割合には、主に両市町の基準財政需要額（消防費）の割合等（人件費は職員数の割合等）を適用します。初期費用は、事務委託するにあたり茅ヶ崎市消防本部の体制に合わせるための必要経費を、寒川町が負担するという考えに基づき、寒川町の負担とします。

なお、消防の広域化に伴う費用負担については、消防の広域化に伴う県の補助金等を最大限活用し、両市町の財政負担の軽減を図ることとします。

4 負担割合の考え方

表 23 一般的な負担割合として利用される割合の例示

割合	両市町の割合 (寒川町：茅ヶ崎市)	概要
人口	16.69%：83.31%	人口（平成 29 年 4 月 1 日現在）の割合に基づいて按分する。
職員数	19.27%：80.73%	消防の広域化時の職員数の割合に基づいて按分する。
単独消防費	19.51%：80.49%	単独で消防を運営した場合に発生が見込まれる消防費（60 年の財政シミュレーションの試算により算出）の割合で按分する。
基準財政需要額	20.24%：79.76%	消防費にかかる基準財政需要額（平成 28 年度数値）の割合で按分する。
面積	27.29%：72.71%	面積の割合に基づいて按分する。

費用負担の割合は大きく 2 つの考え方に分類できます。

一つは消防力を確保するための資源投入量（インプット）を基準にする考え方、もう一つは整備した消防力の受益を受ける対象（アウトプット）を基準にする考え方です。

表 24 インプット及びアウトプットによる考え方の比較

区分	概要	割合の例示
インプット による考え方	一定の消防力を確保するための資源投入量を基準にする考え方	職員数・基準財政需要額・単独消防費
アウトプット による考え方	整備した消防力の効果が何に対して発現するかという点を基準にする考え方	人口・面積

表 25 インプット及びアウトプットによる割合のメリット・デメリット

区分	メリット	デメリット
インプット による割合	これまでの消防費用に近い割合となるため、新たな負担が生じにくい面がある。	①消防の広域化により、拠出すべき消防費用がこれまでと大きく異なる場合には合理性に欠ける場合がある。 ②消防の広域化後に入手困難な割合がある。
アウトプット による割合	受益と費用負担の関係を利用するため、公平感を得やすい面がある。	①これまでの消防費用と異なる割合が算定されることが多く、どちらかの市町に新たな負担が生じる可能性がある。 ②受益と費用負担の関係が成立していない場合があり、事前の予測も困難である。

消防広域化事例集（総務省消防庁消防・救急課：平成 26 年 3 月）によると、消防費の約 8 割を占める人件費は、富山県東部消防組合（基準財政需要額割 20%、人口割 80%を採用）を除くすべての団体でインプットによる考え方を採用しています。

消防業務には保険的な意味合いがあると言え、整備した消防力を必要とする規模の災害が、必ず発生するとは限らず、災害に備えるための待機時間も含めた消防力を財政負担しているの

が現状です。

そのため、一定の消防力の確保が必要となる消防業務は、インプットによる考え方を採用していると言えます。単独の市町が消防を運営していく場合も同様の考え方であるため、消防の広域化についても同様の考え方を負担割合のベースにする必要があります。

表 24 によると、インプットによる考え方には、3 つの割合（職員数・単独消防費・基準財政需要額）が示されています。また、表 25 によると、インプットによる割合のデメリットとして「①消防の広域化により、拠出すべき消防費用がこれまでと大きく異なる場合には合理性に欠ける場合がある」、「②消防の広域化後に入手困難な割合がある」が示されています。

①は、インプットによる割合を消防の広域化の負担割合として採用した場合、両市町ともに財政効果があらわれていれば解消されますが、②は、特に単独消防費の割合においては、消防の広域化後に入手困難であり、解消されないデメリットとなります。それ以外にも、単独消防費の割合は、平成 24～28 年度の両市町の決算値を基にした 60 年の財政シミュレーションによる試算値のため、今後 60 年間の社会情勢が反映されない点も大きな懸案事項と言えます。

一方、同じインプットによる割合でも、基準財政需要額（消防費）の割合は、毎年発表される人口 10 万人規模の消防組織を基に算出した消防費が組み込まれた試算であり、人口等の社会情勢を反映した変動値です。そのため、一定の割合で変動しない単独消防費の割合とは大きく違い、社会情勢の変化に対応できる割合と言えます。

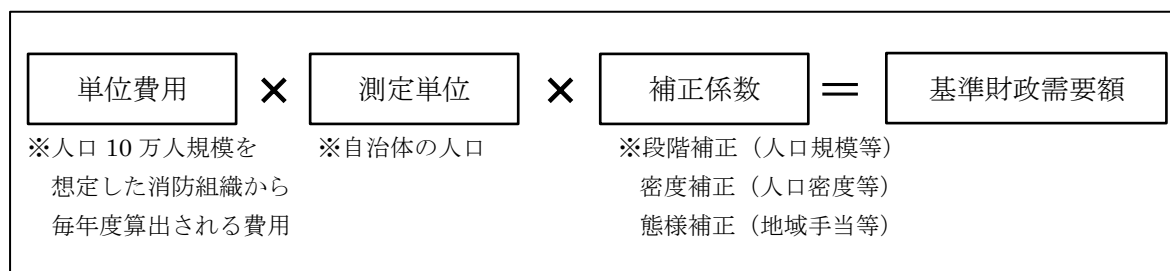


図 24 消防費における基準財政需要額の算定方法

基準財政需要額は、自治体等の財政需要を合理的に測定するため、地方交付税法の規定により算定するもので、地方交付税を算出する場合、決算値や予算値ではない全国統一で平等となる各自治体の需要額を算定するための方法です。消防費の場合、人口 10 万人規模の消防組織の消防費から算出した「単位費用」、自治体の人口を「測定単位」、人口規模を考慮した段階補正等の「補正係数」を掛け合わせて算出されます。

今後、大きな社会情勢の変化が生じた場合には、負担割合の見直しが必要となりますが、基準財政需要額（消防費）の割合であれば、社会情勢の変化に対応できるため、長期間を想定する消防の広域化の負担割合として採用する効果は高いと言えます。

以上のことから、消防の広域化の負担割合については、基準財政需要額（消防費）を主な割合として採用した負担割合が最適な負担割合と考えます。

なお、今後の社会情勢の変化等に伴い、現時点で計画していない新規車両の購入や新たな政策等が必要となった場合は、両市町で意見交換を行い、検討調整した上で両市町の負担割合も含め、決定していきます。

表 26 車両・庁舎等の負担割合等について

項目	内訳等	負担等の概要
初期費用	消防緊急通信指令システムの修正・庁舎の改修・貸与品等	寒川町が負担する。 ※小和田分署の看板は茅ヶ崎市が負担する。
人件費	職員給与費等（退職手当含む）	職員数により両市町が按分負担する。 ※職員数には、消防指令業務の共同運用で現状、寒川町が負担している 2.89 人の人件費も盛り込む。
茅ヶ崎市消防本部	庁舎 消防本部車両	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
本署	庁舎	特殊車両等利用相当分（62.5%）を基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
	消防ポンプ車・救急車・自動二輪車 ※救急ワークステーション運用部隊等は除く。	茅ヶ崎市が負担する。
	救助工作車・35mはしご車 特殊災害対応車・非常用車両等	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
松林出張所	庁舎 消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	茅ヶ崎市が負担する。
寒川分署 （現寒川町消防署）	庁舎（修繕含む）	寒川町が負担する。
	消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
	化学車	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
新たな出張所 （寒川町内への設置）	庁舎 消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	寒川町が負担する。
小出出張所	庁舎 消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	茅ヶ崎市が負担する。
小和田分署 （現小和田出張所）	庁舎	茅ヶ崎市が負担する。
	消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
	16m屈折はしご車	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
海岸出張所	庁舎 消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	茅ヶ崎市が負担する。
	水難救助工作車	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
鶴嶺出張所	庁舎	茅ヶ崎市が負担する。
	消防ポンプ車・救急車・自動二輪車	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
	水難非常用車両（消防ポンプ車）	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
消防指令のシステム更新	機器等の部分更新 機器等の全部更新（新規購入）	基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
経常経費		基準財政需要額（消防費）の割合により両市町が按分負担する。
歳入	救急支弁金・危険物手数料等	歳入は消防費に充当する。 歳出が基準財政需要額（消防費）の割合による按分負担のため、歳入も基準財政需要額（消防費）の割合で両市町に充当される。
	庁舎使用料・自動販売機使用料等	

※なお、土地については市町固有の資産のため設置場所の市町が負担します。

5 国及び県の財政支援の活用

消防の広域化に伴う両市町の財政負担の軽減のため、P21 の表 12 の国及び県の財政支援の活用も視野に入れております。現時点での活用については未確定のため、消防の広域化の効果に伴う試算には含めておりませんが、次の表のとおり活用を検討しております。

表 27 国及び県の財政支援対象として検討する事項

区分	種別	概要
庁舎	出張所	管轄地域拡大に伴う新たな出張所の整備等
	分署	管轄地域拡大に伴う新たな分署の整備等
	消防署	統合する消防署の再整備に伴う整備等
	訓練施設	管轄地域拡大に伴う新たな訓練施設の整備等
車両	指揮車	出動地域が拡大する指揮車の機能強化を伴う車両更新等
	救助工作車	出動地域が拡大する救助工作車の機能強化を伴う車両更新等
	水難救助工作車	出動地域が拡大する水難救助工作車の機能強化を伴う車両更新等
	水上バイク	出動地域が拡大する水上バイクの機能強化を伴う更新等
	ボート	出動地域が拡大するボートの機能強化を伴う更新等
	トレーラー	出動地域が拡大するトレーラーの機能強化を伴う車両更新等
	特殊災害対応車	出動地域が拡大する特殊災害対応車の機能強化を伴う車両更新等
	化学車	出動地域が拡大する化学車の機能強化を伴う車両更新等
	はしご車	出動地域が拡大するはしご車の機能強化を伴う車両更新等
	消防ポンプ（タンク）車	出動地域が拡大する消防ポンプ（タンク）車の機能強化（仕様の統一、水槽の大型化、車種の変更等）を伴う車両更新等
	救急車	出動地域が拡大する救急車の機能強化（仕様の統一・積載品や装備品の強化等）を伴う車両更新等
	自動二輪車	管轄地域拡大に伴う自動二輪車の購入及び車両更新等
	事務用等の車両	管轄地域拡大に伴う出動以外の事務用等の車両更新等
物品	消防資機材	管轄地域拡大に伴い現場活動や訓練で活用する統一した消防資機材・消防用ホース等の購入
	救急資機材	管轄地域拡大に伴い現場活動や訓練で活用する統一した救急資機材・高度救命用資機材等の購入
	救助資機材	管轄地域拡大に伴い現場活動や訓練で活用する統一した救助資機材等の購入
	水難救助資機材	管轄地域拡大に伴い現場活動や訓練で活用する統一した水難救助資機材等の購入
	広報用品	消防の広域化により仕様を統一する広報用マグネット、バッジ、懸垂幕、消防の広域化により使用頻度が増加する着ぐるみ等の購入
	貸与品	消防の広域化により仕様の統一及び機能強化を伴う被服等の貸与品等の購入
	身分証	消防の広域化に伴う組織規模拡大の課題を解消するために配付する身分証等の購入
	事務用品	消防本部の統合に伴う机、椅子、書棚、キャビネット、ロッカー、パソコン、プリンター等の事務用品等の購入
研修	負担金	消防の広域化に伴い救急業務の統一を図るために運用開始する指導救命士の養成に必要な研修負担金、消防の広域化後の新たな組織に必要となる大型自動車及び小型船舶に関する講習負担金、水難救助に関する講習負担金、玉掛け及び小型移動式クレーンに関する講習負担金等
設備	消防指令システム	管轄地域拡大に伴う消防指令システムの改修工事等
	防災行政用無線	消防本部の統合に伴う防災行政用無線の移設工事等
既存改修	庁内 LAN	事務委託によりシステムを増設するため（回線設置工事、LAN 敷設工事、端末設置に伴う初期設定作業費等）工事等
	分署看板	組織改正に伴う分署に設置する看板作成等
	備蓄食料・燃料保管	管轄地域拡大に伴う大規模災害に備えた食料、飲料水、燃料、燃料保管庫等

第9 関係部局との連携

消防の広域化後、茅ヶ崎市消防本部は、両市町又は議会等から調整の申し出があった場合、すみやかに調整の場を設定する。

消防の広域化後、寒川町の業務となる消防団及び消防水利の業務等は、寒川町が茅ヶ崎市消防本部からの派遣職員と協力して行う。

寒川町の災害対策本部には茅ヶ崎市消防署長が本部員として加わり、寒川町の防災部門等との連携体制を確立する。

1 議会との連携

消防の広域化後、茅ヶ崎市消防本部は、通年において両市町又は議会等から調整の申し出があった場合、すみやかに調整の場を設定します。そのため、消防の広域化後、消防長が主催する両市町の関係部門で構成された会議を設置し、定期的に会議を開催する予定です。

表 28 消防長が主催する両市町の関係部門で構成された会議の概要（案）

項目	概要	
組織名	茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営調整会（仮称）	
所管課	茅ヶ崎市消防本部消防総務課（事務局）	
会議の種別	①定期会 ②臨時会 ③特別会 ※通年において両市町等から調整の申し出があった場合、両市町及び議会等の調整の場として特別会を開催する。	
所掌事務	①消防隊、救急隊及び救助隊の運用に関すること ②消防業務の事務の委託に伴う経費に関すること ③その他消防業務の事務の委託に関して必要な事項	
出席者	茅ヶ崎市	消防長（会長） 消防次長、消防署長、消防総務課長、予防課長、警防救命課長、救命担当課長、指令情報課長、消防指導課長、企画経営課長
	寒川町	町民部長（副会長） 町民安全課長、企画政策課長

※消防職員の派遣先となる防災部門を、寒川町の町民安全課と想定した場合となります。

なお、消防業務を委託する寒川町の議会への情報提供として、寒川町議会議員を対象とした勉強会開催時には、茅ヶ崎市消防本部職員等が出席する予定です。

2 消防団との連携

消防の広域化後、消防団の業務を引き継ぐ寒川町の防災部門には、茅ヶ崎市消防本部から 2 人の消防職員を派遣し、寒川町職員として勤務します。

(1) 平常時の活動等（各種行事・研修・訓練等）

消防団が行う各種行事（出初式・消防操法大会・総合防災訓練等）・研修・訓練等は、寒川町の防災部門が主体となって、従来どおり開催します。研修・訓練等の内容によっては、茅ヶ崎市消防本部及び茅ヶ崎市消防団と連携を図り、合同開催等も検討していきます。

なお、消防出初式や総合防災訓練等での消防隊の演技及び消防職員の出席についての要望等があれば、茅ヶ崎市消防本部が協力します。その他の催物等の協力が必要な事業等は、茅ヶ崎市消防本部との調整により対応します。

(2) 災害時の活動等（出動指令・現場活動）

ア 出動指令

現在、寒川町消防団には防災無線及び電子メール（手動）により火災時の出動指令を周知していますが、消防の広域化後は、茅ヶ崎市消防本部指令情報課から、電話による順次指令・電子メール（自動）指令に変更し、寒川町の全分団が一度に出動しない計画出動体制に切り替えます。出動指令を切り替えた場合、次の 4 つの効果が考えられます。

- ①寒川町の火災の 119 番通報は茅ヶ崎市消防本部指令情報課が覚知するため、現在の消防緊急通信指令システムを活用して寒川町消防団への出動指令を出す体制が、最も迅速な対応となります。
- ②電話による順次指令では、指令する電話を指定するため、寒川町消防団への指令の確実性が高まります。
- ③夜間の時間帯等で火災が発生した場合に、防災行政用無線の放送が流れることによる住民感情への配慮となります。
- ④火災発生時に全分団が出動するのではなく、火災発生地域に応じた計画出動となるため、寒川町消防団員の負担軽減につながります。

なお、風水害又は地震等の対応時の消防団への指令は、従来どおり寒川町の消防団担当者が電子メール（手動）で参集を周知しており（茅ヶ崎市も同様の方法で対応）、消防の広域化後も変わらず、従来どおりとなります。

イ 現場活動

現在、茅ヶ崎市消防本部では指揮隊が現場活動を組み立て、茅ヶ崎市消防団との連携強化を図るため、消防団本部員等との活動調整を行いながら、災害対応しています。

消防の広域化後は、茅ヶ崎市の指揮隊が寒川町の災害に出動するため、寒川町消防団の活動についても、茅ヶ崎市の現行体制と同様の体制へ移行することとなります。事前に指揮隊との連携に伴う研修等の機会を設け、指揮隊を中心とした現場活動を構築するための調整を行います。

3 防災部門との連携

消防の広域化に伴い、茅ヶ崎市消防本部は両市町を管轄地域とする消防本部となります。そのため、大規模災害時に両市町ともに災害対策本部がそれぞれ設置された場合、両市町を管轄する1つの消防本部として管轄地域内での災害規模及び発生状況に応じた柔軟な部隊運用を行います。

また、両市町に災害対策本部が設置された場合、部隊運用や部隊の支援、派遣された緊急消防援助隊との調整等は、茅ヶ崎市消防本部が担うため、茅ヶ崎市消防対策本部の人員を増員する必要があります。さらに、管轄地域に2つの災害対策本部が設置されることから、両市町の災害対策本部と茅ヶ崎市消防本部が連携を図る必要が生じます。

そのため、寒川町災害対策本部には、消防署長とともに事前指名された毎日勤務職員4人及び非直の寒川分署長を参集させ、茅ヶ崎市消防対策本部との情報共有及び連携協力を図ります。

なお、防災行政用無線については、寒川町消防本部に設置してある遠隔装置等を茅ヶ崎市消防本部へ移設し、茅ヶ崎市消防本部で一部の運用（光化学スモッグ注意報に関する放送・行方不明者に関する放送）を担います。

市町	消防対策本部／消防本部	現場部隊数
茅ヶ崎市	毎日勤務者：36人 隔日勤務者（指令情報課）：18人 合計：54人	指揮小隊：1隊 消防小隊：7隊 救急小隊：7隊 救助小隊：1隊 合計：16隊
寒川町	毎日勤務者：12人 ※消防の広域化時に消防長・消防署長の2人は削減される。 隔日勤務者（副署長・情報管理者）：4人 合計：16人	消防分隊：1隊 救急分隊：2隊 救助分隊：（※） 合計：3隊

※消防の広域化後、寒川町の救助分隊は5人の部隊でないことから1部隊として扱いません。



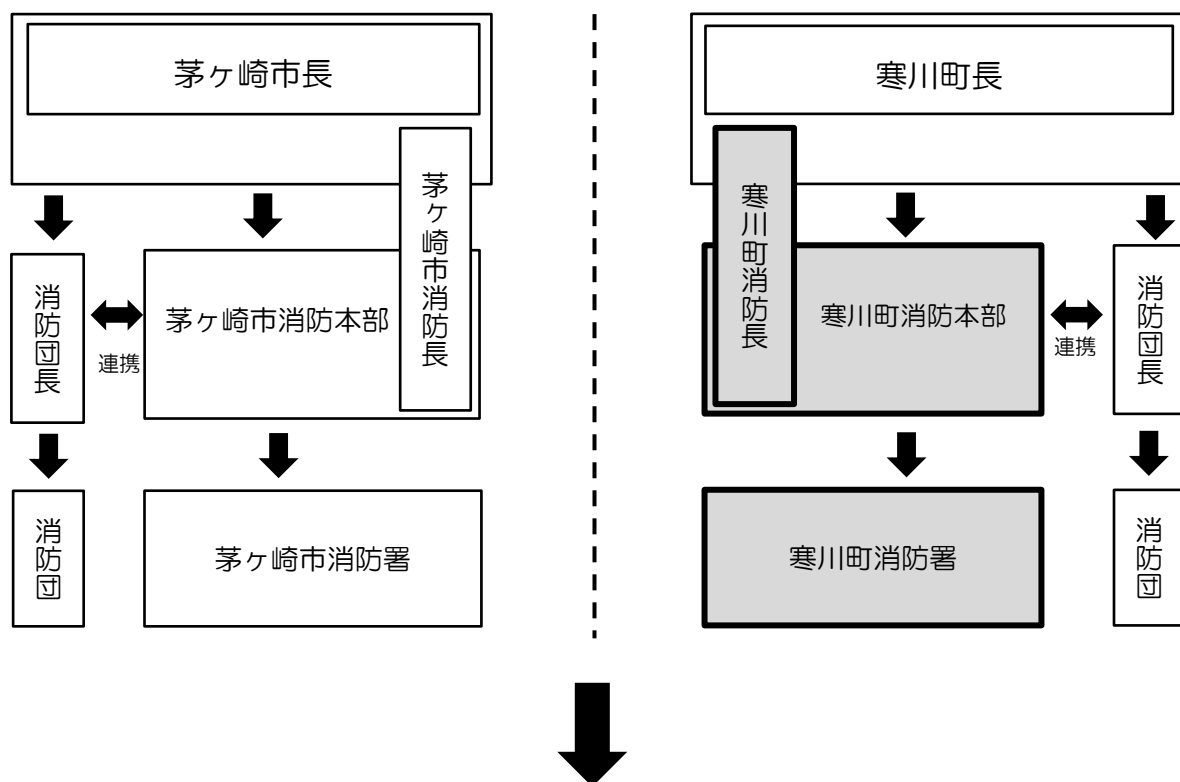
両市町の消防の広域化後の体制

市町	消防対策本部／派遣職員	現場部隊数
茅ヶ崎市	毎日勤務者：40人 隔日勤務者（指令情報課）：18人 合計：58人（4人増員）	指揮隊：1隊 消防隊：8隊 救急隊：9隊 救助隊：1隊
寒川町	派遣職員：2人（寒川町防災部門） 消防署長：1人 事前指定職員：5人（非直の寒川分署長を含む） ※非直の寒川分署長は消防署長の代行も行う 合計：8人（※）	合計：19隊

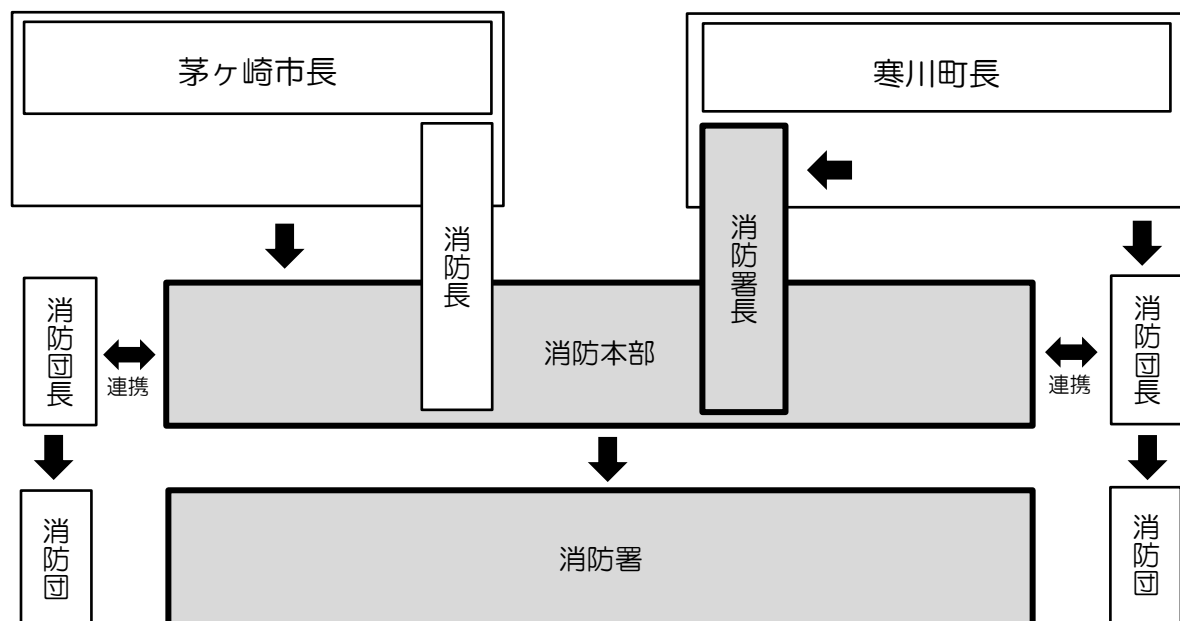
※寒川町災害対策本部には消防署長が参画しますが、寒川町の災害発生状況の把握及び茅ヶ崎市消防対策本部との情報共有のため、指定職員として毎日勤務者を4人（①警察・自衛隊・DMAT・緊急消防援助隊・消防団調整担当1人【交替要員1人】／④町役場調整担当1人【交替要員1人】）と非直の寒川分署長を寒川町役場に参集させます。

図 25 両市町の消防の広域化前の体制（平成 30 年 4 月 1 日時点）

【現状の防災体制】



【消防の広域化後の防災体制】※消防部門での連携体制の充実（人員等の有効活用）



※茅ヶ崎市における消防署長の代行は、消防指導課長又は警備課長等を考えています。

図 26 消防の広域化前後での防災体制の変化

消防の広域化後は、茅ヶ崎市消防本部（両市町の消防団と連携）が、茅ヶ崎市の災害対策本部と寒川町の災害対策本部とともに、管轄区域内の災害に対応します。

両市町の消防の広域化前の体制

茅ヶ崎市消防本部（消防対策本部）／寒川町消防本部それぞれの担う業務
①茅ヶ崎市（寒川町）内での消防団との活動の連携及び調整 ②茅ヶ崎市（寒川町）災害対策本部からの要請（警察、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT） ※茅ヶ崎市は、茅ヶ崎市内での活動における海上保安庁への茅ヶ崎市からの要請 ③茅ヶ崎市（寒川町）災害対策本部の指示等 ④茅ヶ崎市（寒川町）内での活動の調整（警察、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT） ※茅ヶ崎市は、茅ヶ崎市内での活動における海上保安庁との調整 ⑤茅ヶ崎市（寒川町）内での活動部隊等の運用及び支援（燃料及び食料等） ⑥茅ヶ崎市（寒川町）内での緊急消防援助隊の受け入れ／部隊運用及び調整 ⑦茅ヶ崎市（寒川町）内の被害状況（危険物施設等）の確認及び応急対策 ⑧保健所（茅ヶ崎市内及び寒川町内の病院受け入れ調整等）との連携 ※両市町の消防本部それぞれが、①～⑧の業務を担います。



両市町の消防の広域化後の体制

茅ヶ崎市消防本部の担う業務
①茅ヶ崎市内での消防団の活動の連携及び調整 ②茅ヶ崎市災害対策本部からの要請（警察、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT、海上保安庁） ③茅ヶ崎市災害対策本部の指示等 ④茅ヶ崎市（寒川町）内での活動の調整（警察、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT） ※茅ヶ崎市内での活動における海上保安庁との調整 ⑤茅ヶ崎市（寒川町）内での活動部隊等の運用及び支援（燃料及び食料等） ⑥茅ヶ崎市（寒川町）内での緊急消防援助隊の受け入れ／部隊運用及び調整 ⑦茅ヶ崎市（寒川町）内の被害状況（危険物施設等）の確認及び応急対策 ⑧保健所（茅ヶ崎市内及び寒川町内の病院受け入れ調整等）との連携
寒川町災害対策本部が担う業務
※消防署長が本部員として参加して調整（指定職員等が支援）を行う。 ①寒川町内での消防団の活動の連携及び調整 ②寒川町災害対策本部からの要請等（警察、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT） ③寒川町災害対策本部の指示等

図 27 消防の広域化前後での消防本部が担う業務の変化

④～⑧の業務は重複する業務であり、消防の広域化後に事務委託される消防の業務として、茅ヶ崎市消防本部（消防対策本部）で担うことから、消防の広域化に伴い、大規模災害時の業務効の率化を図ることができます。

第四章 消防の広域化による効果

第1 消防の広域化による効果の整理

1 消防の広域化による効果の整理

両市町の消防の広域化において、現時点で考えられる消防の広域化の効果は次のとおりです。

表 29 両市町の消防の広域化の効果一覧

項目			茅ヶ崎市	寒川町
消防力の向上	出動体制の強化	現場到着時間の短縮	○（効果を見込める）	○（効果を見込める）
		待機部隊の増加 （出動部隊の増強）	○（効果を見込める）	○（効果を見込める）
	専門性の向上	部隊の専門性の向上	—	○（効果を見込める）
		人材育成の体制強化	○（効果を見込める）	○（効果を見込める）
	拠点庁舎の強化		○（効果を見込める）	○（効果を見込める）
財政負担の軽減	人員及び車両経費の効率的な運用		○（効果を見込める）	○（効果を見込める）
	事業経費の効率的な運用		○（効果を見込める）	○（効果を見込める）

2 消防力の向上

(1) 出動体制の強化

ア 現場到着時間の短縮

消防の広域化後の試算では、両市町の市境・町境（5つの大きな通りを現場と想定）5か所のうち4か所が茅ヶ崎市消防本部、1か所が寒川町消防本部の部隊が最先着する（最大3.5分短縮^{※13}）という結果となりました。両市町の消防本部が統合することにより、両市町の市境・町境付近の現場到着時間は、大幅な短縮が見込まれます。

さらに、消防の広域化に伴い、出動起点となる新たな分署又は出張所を設置できれば、現場到着時間が大幅に短縮します。

イ 待機部隊の増加（出動部隊の増強）

消火活動が長期に渡り、その間に別の地域で火災が発生しても、消防の広域化後は、消防車2台、救急車8台も待機しているため、すみやかに出動及び対応することができます。

また、火災対応中でも消防隊が待機しているため、出動の多い救急支援出動（PA出動^{※14}）にもすみやかに出動及び対応することができます。

さらに出動が多い救急対応についても、消防の広域化により、寒川町においては救急隊が7隊、茅ヶ崎市においては救急隊が2隊増隊となりますので、救急出動体制は両市町ともに強化されます。

また、今まで寒川町消防本部では3隊（消防車・救急車・救助工作車）で火災対応を行っていましたが、消防の広域化により1つの火災に投入できる人員及び車両が大幅に増大します。例えば、消防の広域化後、4階建て以上の建物で火災が発生した場合、現行の茅ヶ崎市の出動基準では現場指揮を行う指揮車1台、消防ポンプ車5台、化学車1台、救助工作車1台、はしご車2台、救急車1台が出動するため、火災対応能力が増大し、住民サービスは大幅に向上します。

※13 心臓が止まった人が3分間そのままであれば生存率は50%にまで下がります。（「カーラーの救命曲線」より）

※14 救急事案に救急車とともに消防ポンプ車が出動する体制をいい、心肺停止状態や搬送が困難な高層階での救急事案等に出動しています。

(2) 専門性の向上

ア 部隊の専門性の向上

今まで寒川町消防本部は、限られた人員の中で、消防職員を一つの部隊に固定しないで流動的に消防分隊、救急分隊又は救助分隊を兼ねる体制で災害対応しております。消防の広域化により、茅ヶ崎市消防本部に準じて消防隊は消防隊、救急隊は救急隊、救助隊は救助隊と、それぞれの部隊の専門性を高めて高度な現場活動を行う体制となります。

また、消防の広域化により、今まで寒川町消防本部では運用していない特殊車両（はしご車、特殊災害対応車、燃料補給車、水難救助工作車等）を、災害時に運用できるため、多種多様な災害への対応能力が大幅に向上します。

イ 人材育成の体制強化

現在、救急救命士は、高度化していく救急需要に対する活動能力向上のため、病院等での再教育や新たな処置拡大による教育など、限られた時間と人員の中で研修を行っております。消防業務は、いついかなる時でも出動体制を整えておかねばならないため、出動体制を確保しながら技能研修の受講人員を確保することは困難な運用と言えます。そのため、寒川町消防本部は出動体制確保のため、技能研修の受講人員の削減又は抑制をしなければならない状況が生じております。

消防の広域化により、組織の規模が拡大されて組織全体の人員が増加すれば、柔軟な人員配置が可能となるため、今までよりも研修等の人材育成を行う人員を確保しやすい体制が確立できるため、両市町にとって効果が生じます。

(3) 拠点庁舎の強化

消防の広域化に伴い、消防署の統合による消防署の機能強化等の再整備及び新たな分署又は出張所の整備等を、両市町の協力により実現できるため、両市町にとって効果が生じます。

3 財政負担の軽減

(1) 人員及び車両経費の効率的な運用

消防の広域化により、組織の規模が拡大され、効率的な組織運営ができるようになります。そのため、現場の出動体制を低下させることなく、人員の削減や重複する車両の廃止が実現できます。人員や車両の経費削減は、今後、永続的な財政負担の軽減につながることであり、財政負担の軽減効果は非常に高いと言えます。

(2) 事業経費の効率的な運用

消防の広域化に伴い両市町の消防業務が統合されることにより、すべての消防の事業は単独ではなく、一つの組織として効率的に事業展開していくことができるようになります。事業に係る経費も、両市町で按分負担していくため、効率的に事業経費を運用していくこともできます。

表 30 消防の広域化した場合の効果額

	60 年合計	単年度
人件費削減額（合計 4 名の人件費削減額等）	2,062,759 千円	34,379 千円
寒川町の人件費増加額（年齢及び給料表による差額等）	▲904,550 千円	▲15,076 千円
重複車両等の削減額（化学車・救助工作車等）	1,135,365 千円	18,923 千円
車両追加購入による増加額（ポンプ車・自動二輪車等）	▲147,600 千円	▲2,460 千円
署所再配置による削減額 （消防本部及び消防署の統合・出張所の新規設置等）	409,993 千円	6,833 千円
広域化初期費用 （消防緊急通信指令システムの変更・庁内 LAN 整備・備品等）	▲65,340 千円	▲1,089 千円
経常経費の増加額（庁内 LAN 継続費等）	▲188,895 千円	▲3,148 千円
救急支弁金収入の削減額	▲195,930 千円	▲3,266 千円
合計	2,105,802 千円	35,096 千円

▲は負担の増加

60 年の財政シミュレーションによる試算の結果、財政効果は 60 年で 2,105,802 千円、単年度で 35,096 千円となりましたが、この財政効果には、現時点で確約のない国及び県の財政支援及び退職手当組合の負担金との差額（P28 の図 23 参照）は見込んでいない金額のため、国及び県の財政支援等を含めると、消防の広域化として 35,096 千円以上の効果が見込めます。

表 31 P34 の表 26 の割合を適用した場合の財政試算の結果

項目	寒川町	茅ヶ崎市	合計
単独実施の消防費用	673,383 千円	2,778,460 千円	3,451,843 千円
削減額及び広域化費用	9,956 千円	25,140 千円	35,096 千円
①人件費の削減額	17,189 千円	17,189 千円	34,379 千円
②寒川町人件費増加額	▲15,076 千円	—	▲15,076 千円
③車両の削減額	9,817 千円	9,106 千円	18,923 千円
④車両の追加費用	▲2,460 千円	—	▲2,460 千円
⑤署所建替の削減額	6,833 千円	—	6,833 千円
⑥消防の広域化初期費用	▲1,087 千円	▲2 千円	▲1,089 千円
⑦経常経費増加額	▲637 千円	▲2,511 千円	▲3,148 千円
⑧救急支弁金収入減額	▲4,623 千円	1,358 千円	▲3,266 千円
負担割合の見直し	4,342 千円	▲4,342 千円	—
⑨消防本部	▲1,173 千円	1,173 千円	—
⑩消防署	▲2,439 千円	2,439 千円	—
⑪車両	1,752 千円	▲1,752 千円	—
⑫消防緊急通信指令システム更新	6,202 千円	▲6,202 千円	—
消防の広域化の効果	14,298 千円	20,798 千円	35,096 千円
消防の広域化による消防費	659,085 千円	2,757,662 千円	3,416,747 千円
消防の広域化による消防費の割合	19.29%	80.71%	100%

▲は負担の増加

基準財政需要額（消防費）の割合を主な負担割合に採用した場合、財政削減効果は、寒川町が 14,298 千円以上、茅ヶ崎市が 20,798 千円以上の効果が見込まれています。

なお、表中等の金額表示は四捨五入で端数処理しているため、合計額等が一致しない場合があります。

茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画

平成 31（2019）年 3 月発行
令和 2（2020）年 3 月一部改訂

発行 茅ヶ崎市・寒川町

編集 茅ヶ崎市消防本部消防総務課・寒川町消防本部消防総務課

【茅ヶ崎市消防本部】

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話：0467-85-9940 FAX：0467-85-3119

ホームページ：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fire/index.html/>

【寒川町消防本部】

〒253-0106 高座郡寒川町宮山 396 番地

電話：0467-75-8001 FAX：0467-75-8080

ホームページ：<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/shobo/>